

平成 25 年第 2 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 25 年 6 月 5 日 開会

平成 25 年 6 月 11 日 閉会

麻 績 村 議 会

平成25年第2回麻績村議会定例会会議録目次

| | |
|-----------|---|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号 (6月5日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 3 |
| ○出席議員 | 4 |
| ○欠席議員 | 4 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| ○事務局職員出席者 | 4 |
| ○開会及び開議の宣告 | 5 |
| ○議事日程の説明 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○村長挨拶 | 6 |
| ○諸般の報告 | 7 |
| ○請願、陳情、要請等の委員会付託 | 7 |
| ○承認第1号～議案第6号までの一括上程 | 8 |
| ○提案理由の説明 | 8 |
| ○散会の宣告 | 13 |

第 2 号 (6月10日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 15 |
| ○出席議員 | 15 |
| ○欠席議員 | 15 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 15 |
| ○事務局職員出席者 | 15 |
| ○開議の宣告 | 16 |
| ○議事日程の説明 | 16 |

| | |
|----------|-----|
| ○一般質問 | 1 7 |
| 坂口和子君 | 1 7 |
| 小山福績君 | 2 8 |
| 宮下 聡君 | 3 4 |
| 尾岸健史君 | 4 7 |
| ○委員長報告 | 6 1 |
| ○散会の宣告 | 6 4 |

第 3 号 (6月11日)

| | |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 6 5 |
| ○出席議員 | 6 6 |
| ○欠席議員 | 6 6 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 6 6 |
| ○事務局職員出席者 | 6 6 |
| ○開議の宣告 | 6 7 |
| ○議事日程の説明 | 6 7 |
| ○承認第1号の質疑、討論、採決 | 6 7 |
| ○承認第2号の質疑、討論、採決 | 6 9 |
| ○承認第3号の質疑、討論、採決 | 7 1 |
| ○承認第4号の質疑、討論、採決 | 7 1 |
| ○承認第5号の質疑、討論、採決 | 7 2 |
| ○承認第6号の質疑、討論、採決 | 7 2 |
| ○議案第1号の質疑、討論、採決 | 7 3 |
| ○議案第2号の質疑、討論、採決 | 7 4 |
| ○議案第3号の質疑、討論、採決 | 7 5 |
| ○議案第4号の質疑、討論、採決 | 7 5 |
| ○議案第5号の質疑、討論、採決 | 7 9 |
| ○議案第6号の質疑、討論、採決 | 8 0 |
| ○発議第1号の質疑、討論、採決 | 8 0 |
| ○発議第2号の質疑、討論、採決 | 8 1 |

| | |
|------------------------|-----|
| ○閉会中の継続審査の申し出について…………… | 8 1 |
| ○村長挨拶…………… | 8 2 |
| ○閉会の宣告…………… | 8 2 |

○ 招 集 告 示

麻績村告示第18号

平成25年第2回麻績村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年5月22日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成25年6月5日（水） 午後1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 塚原紀男君
3番 若林今朝路君
5番 小山福績君
7番 尾岸健史君

2番 高野長男君
4番 坂口和子君
6番 宮下聡君
8番 宮下光晴君

不応招議員（なし）

平成25年第2回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成25年6月5日（水）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長挨拶
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について
- 日程第 6 承認第1号から承認第6号及び議案第1号から議案第6号までの一括上程
- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第1号 麻績村公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 旧麻績小学校北校舎条例の制定について
- 議案第3号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第1号）
- 議案第5号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 平成25年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 提案理由の説明

出席議員（8名）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 塚原紀男君 | 2番 | 高野長男君 |
| 3番 | 若林今朝路君 | 4番 | 坂口和子君 |
| 5番 | 小山福績君 | 6番 | 宮下聡君 |
| 7番 | 尾岸健史君 | 8番 | 宮下光晴君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

| | | | |
|------|-------|----------|-------|
| 村長 | 高野忠房君 | 副村長 | 市川浩史君 |
| 教育長 | 塚原勝幸君 | 村づくり推進課長 | 宮下利秀君 |
| 総務課長 | 清水清君 | 振興課長 | 飯森力君 |
| 住民課長 | 柳原俊文君 | 観光課長 | 宮下和樹君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 宮下勝富 | 書記 | 宮川美矢子 |
|--------|------|----|-------|

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮下光晴君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第2回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。

村も既に取り組みられておりますが、さきの議会運営委員会で協議がなされ、当議会においても地球温暖化防止対策、また節電に資するために9月30日まで軽装で会議を行います。

なお、上着の着用については個人の判断といたします。行政関係の皆様におきましても、趣旨にご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（宮下光晴君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案等配付資料の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（宮下光晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第112条の規定により、2番、高野長男議員、4番、坂口和子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（宮下光晴君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

5月10日開催の議会運営委員会において、本日6月5日から6月11日までの7日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日から11日までの7日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から11日までの7日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（宮下光晴君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成25年第2回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年12月26日に成立した第2次安倍内閣は、デフレ経済からの脱却に向けて一連の経済対策を講じており、このいわゆるアベノミクスによって、日本経済には好転の兆しが見えてまいりました。しかし、東日本大震災の復興、領有権問題、TPP参加、消費税増税など、多くの課題がその解決を待たれておる状況にあります。

こうした中、麻績村では昨年度から繰り越した事業を含め、新年度の重点事業につきまし

でも順調に進展をしております。これらもひとえに議員各位を初め、村民皆様のご理解、ご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

現在、各地区にお邪魔をして行政懇談会を行っておりますが、村民の皆様から貴重なご意見、ご提言や温かい励ましの言葉をいただいております。今後の村づくりに大いに役立つものと感謝をしております。今後も引き続き村民に身近な村政運営に心がけ、計画した事務事業の着実な遂行に努めてまいります。

議員各位におかれましても、今後とも一層のご理解、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

今定例会におきましては、報告案件と条例改正、補正予算の議案を提出いたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（宮下光晴君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 平成24年度社会福祉法人麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 第1期聖高原リゾート株式会社の経営状況に関する書類の報告について、報告第3号 第41期株式会社聖高原管理センターの経営状況に関する書類の報告について、報告第4号 平成24年度麻績村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上4件については既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） ないようですので、次に進めます。

◎請願、陳情、要請等の委員会付託

○議長（宮下光晴君） 日程第5、請願、陳情、要請等の委員会付託を行います。

第25-3号 母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、第25-4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情、以上2件については総務経済委員会に、第25-2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書1件については社会文教委員会にそれぞれ付託いたしますので、委員会での審議をお願いいたします。

◎承認第1号～議案第6号までの一括上程

○議長（宮下光晴君） 日程第6、承認第1号から承認第6号まで及び議案第1号から議案第6号までの12議案を一括上程します。

議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、審議、採決については6月11日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎提案理由の説明

○議長（宮下光晴君） 日程第7、上程されました議案について、提案者から提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度麻績村一般会計補正予算（第8号））の提案理由を申し上げます。

平成24年度麻績村一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものがあります。

その主な内容についてご説明申し上げます。

歳入については、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、県支出金、財産収入、諸収入、村債の確定に伴う補正を行いました。

歳出については、総務費の財産管理費では、工事請負費の不用額を、民生費では、障害者自立支援給付費の実績による財源組み替えを、農林水産業費の農業振興費では、実績による報酬並びに委託料の減額、農地費では、農地基盤整備事業の補助金の不用額及び財源組み替えを、地籍調査事業費では、測量委託料実績により委託料の不用額を、林業費では、有害鳥獣対策補助金の不足額を、及びその他事業実績による不用額を、商工費では、商工業指導事業の実績による不用額を、土木費では、土木総務費で実績による負担金の不用額を、道路維持費で村道除雪不足額を、道路新設改良費で村道改良工事实績による不用額を、住宅管理費で若者定住促進住宅の建設に伴う事業実績による不用額を、消防費では、団員出動手当の不足額を、諸支出金では、将来の財政負担の軽減を図り、健全な財政運営を行っていくために、財政調整基金、農業構造改善事業基金、観光事業振興基金、情報通信施設整備基金等積み立てを、災害復旧費では、設計委託料の不用額を、予備費において歳入、歳出の調整を行ったものです。

補正額は1億2,100万円の増額であります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号））の提案理由を申し上げます。

平成24年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容についてご説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、県支出金交付額確定による増額を、療養給付費交付金確定による減額補正をいたしました。

歳出については、保険給付費、共同事業拠出金の不用額を減額し、その減額分を基金費と予備費へ補正計上いたしました。

補正額は246万7,000円の増額であります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第4号））の提案理由を申し上げます。

平成24年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める

ものであります。

その主な内容について申し上げます。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の交付額確定による減額補正いたしました。

歳出については、介護サービス費の不用額を減額補正し、後年度の財政負担の軽減を図るため基金積み立てを行い、差額につきましては予備費で調整させていただきました。

補正額は482万円の減額であります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第6号））の提案理由を申し上げます。

平成24年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

シェーンガルテンおみ及び聖レイクサイド館について、平成24年度から平成28年度までの5年間にわたり指定管理契約が継続することから、債務負担行為の承認を求めるものです。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

村税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日公布されたことに伴い、改正するものです。

改正内容は、現在の低金利の状況を鑑みて、国税の見直しに合わせ、村税においても延滞金、還付加算金の利率の引き下げを行うものです。

また、消費税率の引き上げ前後における駆け込み需要の影響を踏まえ、一時の税負担増加による影響を平準化し緩和するため、個人住民税における住宅ローン控除の延長及び控除限度額の拡充を図るものです。

東日本大震災の被災者等の敷地に係る譲渡期限の延長及び受託の再取得等に係る受託ローン控除に係る特例並びに復興特別所得税の課税に伴い、地方公共団体に対する寄附金税額控除の見直しなど関係条文の整備を行うものです。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、改正するものです。

改正内容は、特定世帯に係る世帯平均割軽減期間について、最初の5年間を2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間を4分の1減額するものであり、麻績村国民健康保険条例を一部改正するものです。

本年3月末で5年間の特例期間が過ぎる対象者がいるため、その後の急激な負担を軽減するため、さらに3年間の期間延長をするものです。

次に、議案第1号 麻績村公民館設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成22年5月まで中央公民館として利用されていた旧麻績小学校北校舎が、今回新たな活用施設として利用されるため、中央公民館使用料に関する部分を改正するものです。

次に、議案第2号 旧麻績小学校北校舎条例の制定についての提案理由を申し上げます。

平成25年3月、麻績村で初の国登録有形文化財となった旧麻績小学校北校舎の利活用については、平成24年9月、旧麻績小学校北校舎保存活用検討委員会からの答申内容を尊重し、庁内で検討を重ねてまいりましたが、主に子育て支援や地域の活性化及び交流の拠点施設として利活用を図ることとし、そのための条例を制定するものです。

次に、議案第3号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

寄附された建物を貸し別荘として有効活用を図るため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第4号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

平成25年度も既に2カ月が経過いたしました。事務事業も順調に進展しております。

事務事業を執行していく上で必要となりました事項について、予算補正を行うものです。

補正内容の主な点について申し上げます。

歳入については、使用料及び手数料において、観光施設使用料として貸し別荘使用料を見込み、県支出金では、農業費県補助金で鳥獣被害防止総合対策事業補助金の増額を、林業費県補助金で、新たに森林づくり推進支援事業補助金を、総務費県補助金で、新たに地域発元気づくり支援金事業補助金を、諸収入では森林総合研究所造林受託事業収入、退職消防団員報償金の増額、市町村振興協会助成金、コミュニティ助成金並びに地域活動助成金の増額を、繰越金では、前年度からの繰越金を補正計上いたしました。

歳出につきましては、全款にわたり4月の人事異動並びに昇格に伴う人件費の差額を補正計上いたしました。

総務費一般管理費では、旧母子センター跡地を駐車場に整備する費用を、企画費では、地域発元気づくり支援金事業採択により、おみごと文庫印刷製本費を、コミュニティ助成事業採択によるイベント用貸出用品として備品購入費を、空き家活用若者定住住宅整備事業補助金不足額を、地域づくり支援事業に対しての貸付金不足額を計上いたしました。

民生費、心身障害者福祉費では、法律の改正により現行システムの内容変更が生じるため、その対応を図るため、システム使用料を計上いたしました。

農業費、農業振興費では、鳥獣被害防止対策事業補助金の増額を、農地費においては、県営農業水利施設保全合理化事業負担金不足額を、林業振興費では、事業採択による森林づくり推進支援金事業、受託造林事業の補正をいたしました。

土木費では、水道事業・下水道事業特別会計への繰出金の増額をいたしました。

消防費では、退職消防団員報償金不足額を、市町村振興協会助成金の内示を受け、消防団員用防寒着購入費を、防犯灯設置補助金の不足額を計上いたしました。

教育費では、地域発元気づくり支援金事業の内示を受け、芦沢川の明治期の石積堰堤沿いの歩道「歴史のみちふれあい遊歩道整備」事業費の計上、聖体育施設費では、聖体育館屋根雨漏り修理費の計上をいたしました。

それぞれ補正計上いたし、補正額は2,290万円の増額であります。

次に、議案第5号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

国道403号下井堀地籍の道路改良工事に伴うもので、歳入においては補償費による諸収入及び一般会計繰入金を増額しました。

歳出については、改良工事に伴う工事請負費を計上いたしました。

補正額は113万円の増額であります。

次に、議案第6号 平成25年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

主な内容は、国道403号下井堀地籍の道路改良工事に伴うもので、歳入においては、補償費による諸収入及び一般会計繰入金を増額しました。

歳出においては、改良工事に伴う工事請負費を計上いたしました。

補正額は60万円の増額であります。

以上、承認案件6件、議案6件でございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（宮下光晴君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

平成25年第2回麻績村議会定例会6月議会第1日目を終了し、本日はこれにて散会といたします。

この後、直ちに委員会室において全員協議会を開催し、上程されました議案の内容説明を受けますので、直ちに移動してください。

また、全員協議会終了後、速やかに各委員会に分かれて、付託案件の審査をお願いいたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 1時55分

平成25年第2回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成25年6月10日（月）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 塚原紀男君

2番 高野長男君

3番 若林今朝路君

4番 坂口和子君

5番 小山福績君

6番 宮下聡君

7番 尾岸健史君

8番 宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 高野忠房君

副村長 市川浩史君

教育長 塚原勝幸君

村づくり推進課長 宮下利秀君

総務課長 清水清君

振興課長 飯森力君

住民課長 柳原俊文君

観光課長 宮下和樹君

教育次長 峰田江津子君

監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 宮下勝富

書記 宮川美矢子

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下光晴君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第2回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎一般質問

○議長（宮下光晴君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は4名です。

順番に発言を許可いたします。

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（宮下光晴君） 4番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

4番、坂口議員。

〔4番 坂口和子君 登壇〕

○4番（坂口和子君） それでは、さきに通告いたしました質問事項2つについて、私は本日質問させていただきます。

まず、最初に聖高原駅の階段に手すりの設置をというのが1つの質問事項です。

それについての要旨については、エレベーターの設置が実現するまでの暫定措置として、利用者が両手で手すりを利用し、上り下りしやすい手すり設置を提案します。

それから要旨の2番目として、エレベーター設置計画の確認、それから財源及びJRとの交渉について、これを質問要旨2つといたします。

続いて、質問事項2番目には、行政区の実態調査の提案に対する区長会、分館長会等の意見内容はどうか、また今後の調査計画はどのようになっているかということにさせていただきます。

要旨では、高齢化に伴う行政区の支援策及び集落支援に対する考えについてお尋ねいたします。

議席において一問一答の形式で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1番目の質問事項、聖高原駅の階段に手すりの設置をについてですけども、今回の質問に当たりまして聖高原駅での実態調査をしましたので、その結果を参考にしながら質問いたします。

まず、調査時間は、上り電車の通勤・通学時間帯の7時16分発、7時26分発の2本と、年配の方が通院、買い物等に利用すると予想される8時28分発、9時1分発の合計4時刻を5日間調査いたしました。

結果は、通勤・通学時間の時間帯は利用者は高校生、それから通勤者総数で7時16分は大体25人から28人くらい、7時26分は35人から45人くらいでした。8時28分は総数で15人から17人くらいで、そのうち年配の方は6人から8人、約半数、9時1分は総数で15人から26人くらいで、やはり年配の方は8人から17人くらいの約半数でした。その年配の方の半数が、階段の上り下りには時間がかかり、中には30分前から来てつえをついたり、それから現在は階段の左右には手すりがついております。それにつかまりながらゆっくりホームへ渡っている方もいました。

駅の利用者には旧大岡村の方、また旧坂井村の方もバスを利用して来ていらっしゃいました。

最近電車の乗降口がワンマン形式になり、扉の開閉箇所が制限されているため、それまで

は上り線の坂北駅、坂北駅の場合は上り線側に階段がありませんので、麻績村の方でそちらを利用していらっしゃった方も見えるようですけれども、そのワンマン形式になったために聖高原駅の利用に切りかえて、そして聖高原の駅を今は利用しているというお声も聞きました。

このような状況から、エレベーターの設置までの暫定措置として質問要旨のごとく両手で手すりを利用して階段の上り下りがしやすいように手すりの設置を提案いたします。

階段は、下り線側が現在33段、上り線側が31段、これは上り線のホームのかさ上げをした関係で段数は2段上り線のほうが減っております。階段の幅は約240センチありますので、全体のうちの3分の1くらいの60センチから70センチくらいのところに1本手すりをつけますと、その手すりを使って現在ある両側の手すり、左側なら左側の手すり、それから六、七十センチくらいのところに1本つけば、その両方へ両手でつかまりながら上り下りができるということで、年配者の方からはそういう要望が出ております。

利用者の声として、足がご不自由な方はもちろんですけれども、やや若い方からも重い荷物を背負っているときなどは階段が急だから両手でつかまれば楽だよねという声も聞きましたし、それから特に年配者の方は下りが前のめりになり怖い、両手でつかまることができれば安心して階段が利用できるというお声を聞きました。また、通勤・通学時間帯の高校生や通勤者の方にも、手すりの設置は邪魔になりますかねということで質問いたしましたところ、通行に支障が出るほど混雑はしていないから構わないよ、JRがやってくれるならそれはいいことではないかなという声も聞きました。高校生にもそういうお声を聞きました。

村では既にJRへの陳情をしてエレベーターの設置を要望しておりますが、最近しなの鉄道の坂城駅にエレベーターが設置され、工費に1億5,560万円がかかっておりまして、これは全て地元負担と聞いております。

このことから、麻績村が3,000人の人口の中で即1億5,000万円余の経費が使えるかどうか、2番目の要旨2でも質問させていただきますけれども、そういうことを考えますと手すりであれば暫定的な措置としては可能性があるのではないかと思っ、まずそのことについて質問いたしますので、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） お答えさせていただきたいと思います。

まず、最初に事前の調査を現地のほうでされたというご労苦に敬意を表するわけでございます。

さて、ご提案の趣旨についてはわかるわけでございますが、そう簡単にはいかないであろうな、こんなふうに私は思っておるわけでございます。

理由を申し上げますと、現在の跨線橋階段、全幅が2.4メートルということで、上り下り原則1.2メートルずつということで分離されておるということでありまして、決して余裕のある幅員ではないということの状況であります。ここに左右両手でつかまる手すりの設置ということになりますと、上り下りそれぞれおおむね60センチ程度を占有しなければならないだろうと、そう思っております。

それからまた、この階段につきましては途中中段に踊り場がございます。それからさらに跨線橋部分がございます。こういった箇所につきましても同じことが言えるわけでございますが、そうなりますと全幅2.4メートルの幅において、もしこの両手すりということを左右につける、そういうことになりますと、60センチずつ約倍、1メートル20センチぐらい必要になってくる。あるいは片側といたしましても60センチ、あるいは70センチが必要ということになってくるわけでありまして、そうなりますと健常者が通行できる幅員が減ってくるということになるわけでありまして、そうなりますと、いろいろな面で不自由を来すのではないかなと、こう思っております。階段部分、あるいは跨線橋につきましては大きな荷物を持った方、あるいは急いで歩かれる方、あるいは手をつながれて歩く方などさまざまな方が安全に通行できることが必要ではないかなと、こう思っております。

こうしたことから、ご提案の内容を村としてそのままJRへ要望していくということについては、少し研究を深めなければならないことだなと、こう考えておるわけでございます。

以上であります。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 今の答弁の中の両端にではないです、片側でいいと思います、60センチか70センチ。別に今階段には中央にラインが引かれているわけではありませんし、上りに240センチのうちもし60センチとっても、あとの残りが自由に上り下りできますし、それからもし両方に身幅の60センチのところの手すりがついておりましても、そこを健常者は通ってはいけないということではありませんので通れますし、先ほど申し上げましたように、私実際にこの混雑する時間帯はどうだろうかということで調査したところ、やはり通勤者、高校生は比較的5分くらいで飛び込みで行かれる人はありますけれども、今言ったようにそん

なに都会のホームとは違いますので混雑して困るということではないと思います。

跨線橋のところについても手すりがあればいいんですけども、それでも平らなところはまだ手すりがなくても移動できますので、上り下りこの33段は非常に急斜面です。ですので、やはりそこらのところを村側でもっと実態調査をして、本当に必要性があるのかないのか、その実態調査をぜひ提案しますけれどもそのことについてはその上で今はその必要がないと言うのか、JRに陳情しにくい部分があるのか、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） でございますから、ご提案としては承るわけでございますが、大勢の皆様がご利用されるということでございますし、高齢者の方がそれぞれの両手に何も持たない状態の方が全てなのか、あるいは片手に何か持っていらっしゃる方がいらっしゃるのか、そういったことも把握してございませんし、でございますから先ほど申し上げましたように、JRへ村として要望するということについては研究を深めなければならないことだと考えておるといふ答弁をさせていただいているわけでありまして。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） それでは参考までに申し上げますけれども、今年配者の方が両手に持つかということで私も見させてもらいましたけれども、つえをついている方も今は3つ折りにするつえがあるんですね。ですから実際につえをついている方にもその意見を聞きましてけれども、階段に手すりがあればつえは逆にバックの中へ入れる、できるだけ両手をあけて歩くようにしたいからという声がありましたので、参考に申し上げます。よろしく願いいたします。

それから、関連質問をちょっと1つお願いいたします。

現在、聖高原駅には駅舎の改修が行われております。次のような張り紙がしてありました。篠ノ井線活性化のために聖高原を改良いたします。6月上旬から9月中旬、予定ですがけれども、ということが予告されておまして、そこにコンセプトとして街道の本陣というイメージを高めるために木製つき柱や連子格子を設置する予定だということが書かれておりました。また、既存の玄関を改良し冠大門を新設する、全体的に屋根仕様を工夫し、さらにイメージを高める、明科駅、JR長野建設技術部ということでこの張り紙がありました。このことから、駅利用者アップにつなげたいというJR側の考えも見えてきているような気がいたします。

ですので、ぜひ先ほど申し上げましたように、手すりをつけることで年配者の足のリハビリ

りにもなります。エレベーターを使えば楽は楽ですけれども、逆に年配者の方からエレベーターを使わなくてはいけないような方々が果たして何人この麻績の駅を利用するだろうか、逆に私たちはできるだけ歩いてこの階段も利用したいと思って、リハビリも兼ねて歩くように努力しているから手すりがいいねという声を聞いておりましたので、このことを一つ要旨の中として申し上げて参考にさせていただきたいように思います。

それでは、次にエレベーターの設置の計画について確認させていただきます。あわせて財源の計画、JRとの今後の交渉はどのようになっていますか、答弁をお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ぜひともご理解をいただきたいわけですが、今エレベーター設置についてJRさんへお願いしておりますので、リハビリのためにも階段を歩くほうがいいというようなことではなしに、今そういった方も大変不自由をしているのでエレベーターの設置をお願いしたい、こんなことでお願いしておりますので、ぜひそんな趣旨はご理解いただきたいと、こう思っております。

さて、ご質問の件でございますが、エレベーター設置など聖高原駅のバリアフリー化につきましては、機会あるごとにお願いを申し上げておるところであります。おかげさまでホームと電車との段差解消、さらには駅舎の改修など目に見える形となってまいっておるわけでございます。早期実現に向け今後も引き続きお願いをしてまいりたいと、こう考えておるわけでございます。

具体的な内容、今日までの経緯等につきましては総務課長のほうから補足をさせます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清君） それでは答弁させていただきます。

麻績村は、高齢者率40%を超える状況の中でございまして、福祉村建設に向けて事業を遂行しているところでございます。

エレベーター設置につきましては、平成22年当時の郡町村会を通じて県企画部よりJR長野支社に要請をしたところでございます。その回答が高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー化法でございすけれども、これに定め、国、自治体、鉄道事業者で費用の3分の1ずつ負担し、バリアフリー化設置整備を行っておるという状況の中で、1日当たりの乗降人員が5,000人以上の駅が対象という状況でございす。麻績村から正式な要請があった場合には協議をお受けいたしますという回答をいただきました。

村では、平成23年5月16日に関係者とともによりJR長野支社に要請をさせていただいたわけでございます。

現在聖高原利用者は1日の乗降客が約700人ぐらいでございます、数字から見ますとなかなかこの補助事業での実施はできる環境ではないかな、できないのではないのかなというそんなように思っているところでございます。将来に向けては必ずや必要な事業と考えておりまして、現時点ではいつごろとか時期まではっきりは申し上げられませんが、地域振興基金を積み立てまして準備をさせていただいております。

先ほどはしなの鉄道の坂城町の駅の例も出されましたけれども、そんなような状況も一つは考えられるのかなというふうにも思っているわけですし、この筑北の地域に4駅あるわけでございますが、その1駅くらいではこういうものもあってもいいのではないかというようなことも基本に据えておるわけでございますが、その地域振興基金の積立額が24年度末で4,259万7,000円でございます。第6次振興計画にも掲載済みでございますし、過疎計画でもご承認いただいております。

なお、当聖高原駅につきましては、仮にこれが設置をされたとしても夜間は無人駅になるわけでございます、その運営等につきましてはもう少し金銭的に実現可能な額になってきた時点でJRとも協議をする必要があるのではないかなということで、なかなかすぐというようなことはできませんが、それを見据えての準備はさせていただいております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 今回の内容から伺いまして非常にエレベーター設置については厳しいという予想がつきますので、私は手すりをとということで利用者の皆さんからのお声を参考にしてきょうは質問させていただきましたけれども、それにかわるような策があるのでしたら、またその策で村側が検討されるのはやぶさかではありません。ですけれどもエレベーター設置が5,000人、今の利用者人数からいって5,000人以上になるのはどのくらいかなという数字すら読めませんし、そういうことを参考にしながら、やはり村側がもっと積極的に利用者さんの立場に立って、そして利用しやすい駅、ホームということをぜひ考えていただきたいと思っております。

それでなくても、先ほど申し上げましたように今はワンマン化して、そして出入り口が松本までの間においては明科駅と聖高原駅だけが出入り口の開閉が全部できるそうですけれど

も、冠着駅、それから西条、坂北、それから田沢、そこはもうワンマン形式になっておりますので、乗り口降り口が1カ所ということで、移行されたしばらくの一、二カ月は車掌さんも乗っていて、利用者の皆さんには間違いがないように指導されていたようではございますけれども、もう月日がたちまして今はそういう車掌さんも乗っていないようですので、知らない方がふと乗ったときは降りたり乗ったりするときに困るという声も聞いております。そういう現状も踏まえて、ぜひ麻績村がそのことについて前向きに取り組む姿勢を提示していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ご提案の趣旨は十分わかるわけでございますが、ぜひともご理解いただきたいことは、この両手の手すりにいたしましても、これは全てJRさんが行うことになるわけです。JRさんにそういったことで投資をさせるということは、この後、村のほうが一番お願いしておりますエレベーター設置でありますとか、そういった要望に対しまして何らかの影響が出てくるのではないかなということも考えられるわけです。村といたしましては早期にエレベーターを設置してほしいと、こんなことで今進んでおりますので、それ以外にJRさんに多くの負担をさらに投資をさせるということになりますと、今後はそれに対してJRさんがどのように考えていくかということもぜひ考慮していただきたい、こう思っております。

それと、JRさんはまずは大勢の皆様が安全に使えるということを優先にされておることによってございまして、JRさんも投資ということについては大変厳しいという状況もぜひご理解をいただきたい、こう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 村長の趣旨はよくわかります。もちろんJRの気持ちもわかりますけれども、少なくとも私が質問させていただいておりますので、その前向きな取り組みについて実際にこれはJRの長野のほうへ直接でなくても、例えば明科の駅長さんとそこらのところを身近なところで一度話をさせていただいて、本当にそれが無理なのか、JRのほうの方法もこういう方法があれば、こういうことでやれば暫定的には可能だよということが出るのか、そこらのところも実際に検討していただきたいと思っております。特に住民の方からの要望が出ておりますので、私は強く要望いたします。よろしく願いいたします。

では、次に質問事項の2番目に移らせていただきます。

行政区の実態調査の提案に対する区長会、分館長会の意見内容はということですが、それと今後の調査計画はということですが、これにつきましては高齢化に伴う行政区の支援策及び集落支援に対する考えということで、3月議会の一般質問でも私はさせていただきました。そのときに村長から4月実施する区長会、分館長会等で意見を聞いて、必要なら実施するという答弁がありました。

私が聞く範囲では、以前から申し上げているように役場職員の地区担当制を望んでいる方が何人もいました。勤めを持っている若い世代の重責は負担が大きく、平日役場へ出かけることも非常に困難である、その点担当職員がいると行政との連絡や提出書類の確認、または依頼もできて負担が軽くなるからそうしてもらいたいなということをおっしゃられました。

それから、行政の会議に出席できない場合も資料だけは送られてくるけれども内容がよくわからないからということで、そのことについても区長さんは地区で常会があったときもそれについて説明するだけの知識がない、そういうことで逆に、うちのほうの本町はこれから地区懇談会が始まりますので、そのときにまた行政からのご意見が区民の方には提供されてくると思いますが、区長会のところで配られた内容が果たして各区長さんたちが十分理解できておまして区民の皆さんにそのことが伝達できたり、それからこれからの地区の活動について区長さんの考えが反映されていくのかどうか、私が聞いた範囲では非常に厳しいということで、実際に見ておられても、私なんかも地元ですので相談があれば私もできるだけは相談に乗ってアドバイスができるところについてはアドバイスも差し上げたい態勢ではありますし、できる範囲ではやらせていただいておりますけれども、このことについて行政側の意見を伺いたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 2つ目のご質問にお答えさせていただきたいと思うわけでございます。

行政区の実態調査の提案に対する区長会、分館長会等の意見内容は、今後の調査計画はということでございます。

高齢化に伴う行政区の支援策及び集落支援に対する考え方ということでございますが、麻績村にはご承知のとおり行政区が25、それから分館が23分館ございます。それぞれの組織でいろいろな活動をされておりますが、近年は高齢化や人口の減少などにより従前どおりの活動を継続することが難しくなっている地区もございます。

4月の会議で一部の区長さんから、ただいまおっしゃられたように仕事の関係上区長職務が大変だというようなご意見は一部にはございました。また、先日某地区の行政懇談会の折

には、逆に現在は特に困っておりませんと、区のごことは地区でしっかり頑張っておられますよということをおっしゃられた区もごございます。それぞれ区によってまちまちだと、こう思っておられるわけでごございます。

そうした中で、スポーツに関する事業等につきましては、村民体育祭のように近隣の分館が合体して一緒になって実施するということについては容易にできるのではないかなど、こう考えておられるわけでごございますが、区というものにつきましては、長い歴史の中で今日に至っておりますので、組織再編というようなことにつきましては区民皆さんで決めていただくことが基本であろうかなど、こう考えておられるわけでごございます。

また、今おっしゃられたように、村から区長さんへお願いする職務等について大変だというお話は聞いておられるわけでごございますが、今後村としてはできるだけそういった区長さんへお願いしなければいけないという職務についてはできるだけ軽減できる方法はないのかなど、こんなことも検討しなければならないと、こう考えております。

次に、行政区への支援、こういったことにつきましてはいろいろな方法があるかと思いますが、現在行っておりますのは自治活動や施設整備に対する補助金交付というようなこと、それからさらには文化財の保全の支援、あるいは県・国事業の実施の際のいろいろなノウハウ、そういった支援など、こんなことをしておられるわけでごございます。具体的に区に入って、区の現在役員さんが実施されているような業務をお手伝いするということは実際やっていないわけでごございます。

そうした中で、このほど長野県の新規事業、集落「再熟」実施モデル地区支援事業のモデル地区として市野川地区が指定されたわけでありましたが、実は市野川地区につきましてはいろいろな自治活動が大変活発に行われております。そして、それぞれ地域で独自に全てのことが実施されておるということであるわけでごございますが、このような事業を通じて行政もそういった地域を支援しなければならないわけでごございますが、地域もぜひこんな元気な地域になってほしいなど、こんなことを村では願っているわけでごございます。

村全体の元気というのは、それぞれの地域が元気になっていただかなければ実現できないということでごございますので、今後も地域の皆様を主体とした支援、こんなことにも努めていきたい、こう考えておられるわけでごございますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 市野川の地区については、本当に私たちも見させていただいて、運動会をやっているといろいろな行事を地区全体でやっている、非常にいいなと思っております。

す。でも実際に地元へ帰りますと、ひとり暮らしの方が多くなっていたり、それから空き家があつたりしてますます高齢化に伴う問題が出ております。そういう意味で一つ区長さんからやはりあった声ですけれども、今なるべく区長さんの負担を少なくするという事で区長配布の回数を減らしてまとめてといて、今おおむね月末近いところにまとめてきているようですけれども、本町の場合は40軒以上ありますし、中町等もありますけれども、まとめて来るものですから、それを今度全部1軒ずつに組みかえるときに非常に手間がかかる。それでこういう提案がありました。農協から配布される夢ごよみですか、あの場合は全部入っていると、農協のほうは農協が既に配布しやすいようにそうやってセットしていると、そういうことが行政でもできないか、そしてまとめて区長さんのところへ、どここの地区は何十部ですから全部ここへ何十部ありますと来れば、区長さんのほうはそれをすぐ各地区へ配布できるということで、そんなこともという声がありましたので、ちょっとそのことについてはどうでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 全体的なことにつきましては先ほどの村長の答弁のとおりでございますが、区の大小によっても対応の仕方が違うかと思えます。地区によっては分館長の職務の内容の配布物は分館長が全て1軒1軒配り、あるいは区の区長宛ての文書等については区長さんが全部配る。また大きなところへいくと常会長さんがその地区の単位のところを配ると、それぞれその地区地区のやり方があって対応をいただいているところでございます。

一概にこの方法が全村全ていいというような話には私は決してならないのではないかなど、持って行くときにまたそれ以外の話もされることもあるでしょうし、今の状況の中ではその職にあつたときには大変さはよくわかりますが、地域によっては年功序列、あるいは常会長単位だとかその区の伝統に基づいて実施されておりました、本当にそういうものが村の全体の中でもう少し大きな声としてなってきた場合には、またいろいろ見直していかなければいけないこともあるかもしれませんが、行政主体だけでやっていくということは大変私は危険ではないかなというふうにも思っておりますし、コミュニティーの場所としても大事ではないかなというふうに考えておりました、できることから研究しながら対応していきたいというふうに思っております。

突然の提案でございますので、ちょっとまだ可能かどうかということは今ここで申し上げるわけにはいきませんが、検討はさせていただくようにしたいと思えます。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） これも一つ今の区長さんの負担についてですけれども、区長さんは結構兼務している、例えば社協のほうの評議員だとか、そういう区長自身が今いろいろなところへ役職がついているのがあると思いますけれども、大体今幾つぐらいということは把握できますか。ちょっと通告してないからわからないと言えばそれまでですけれども、区長さんたちはあれも区長これも区長と言われているんだよなということで、私も区長の経験はありませんから概略しかわかりませんが、区長としての立場でどういうものが役職についているのか、そこらのところがわかりましたら。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 今現在におきましては、区長さんが兼務をいただいておりますのは社会福祉協議会、この評議員をお引き受けをいただいておりますというふうに思っております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） それだけですか、いわゆる充て職と称されるものは評議員だけですか、そうすればそんなに区長さんには負担になっていない。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 今、全体の区長の中では社協と申しましたけれども、例えば町部の区長さんにおきましては麻績村の防犯推進協議会、学校のある地元の区長さんにはそういう委員にも加わっていただいておりますものもあろうかなというふうには思いますが、いずれにいたしましても、いろいろな角度の中で判断させていただいて、配布物はそんなように検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） ぜひ再三の質問になっておりますので、区長さん方、それから分館長さん等、役職の負担にできるだけ行政ができる範囲ではぜひ支援していただきたいと思えますし、もう実際に高齢化率がこれだけになって、先ほど申し上げましたように、ひとり暮らしの方または年配者が本当にふえているんですよ。若い方がどんどん減っております、若い方は勤めている、その中で負担になっていることは事実ですので、全体の地区懇談会が終わった後でぜひ村全体のそういう問題についても行政側のほうで前向きに検討していただいて、よい方向にいかれるようにそれはお願いしたいと思います。確かに6次振興計画の中にも非常にきめ細かな地域支援とか、それから地域の活性化については提案されております、提案されておりますけれども実際に動く人材がいなければ、または人が動けなければこれは活発化できませんので、若い世代の人たちはふえている行政区についてはまたその逆で、む

しろいい方向に展開されていくかもしれませんが、高齢化が高くてひとり暮らしまたは空き家がふえている、そういう地区に対しての支援も考慮していただきたいと思います。そのことを申し上げて、私の質問は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 4番、坂口和子議員の一般質問が終了しました。

◇ 小 山 福 績 君

○議長（宮下光晴君） 続いて、5番、小山福績議員の一般質問を許可します。

5番、小山議員。

〔5番 小山福績君 登壇〕

○5番（小山福績君） 5番、小山福績。

事前に通告いたしました2件について質問させていただきます。

初めに、本人通知制度導入について。

本人通知とは、本人以外が戸籍、住民票を取得すると、受け付けた自治体が本人に対し郵送などで取得された内容や日時を知らせるシステムです。平成25年4月1日付の信濃毎日新聞の記事によると、県下では昨年7月松本市が、ことしに入り東御市が1月、塩尻市が4月に導入しています。県外では埼玉県63市町村や香川県17市町で全市町村が導入しています。近隣では山形村が検討しているとも聞いています。

麻績村では、第三者に対し戸籍、住民票を交付申請する際には本人の委任状、また代理人本人の確認がされていますが、近年犯罪の手口も巧妙になり不正取得を見抜くことが年々難しくなると思われます。高齢者の多い村でもあり、さまざまな犯罪から村民を守るためにも本人通知制度導入が必要と考えます。

次に、EV充電設備について。

平成22年12月定例議会一般質問でも同様の質問をさせていただきました。そのときの村長の答弁は、将来に向けての提言ということで受けとめると言われました。

国が経済対策の一環として本年度EV用の充電設備に総額1,005億円の事業費が盛られ、これを受けて県がEV充電施設を355カ所新設する素案を示しました。これによると麻績村には3基必要とされています。自治体や民間が行う公共性が認められる設置工事について、

従来の充電機器に加えて工事費も補助する事業が新設されました。総工事費の最大3分の2を補助するとされています。

麻績村はほぼ県の中心に位置し、地域交流センターの利用も県下にわたる会議等も開催されていると聞いています。EV、PHVを利用して来られる方もいるかと思しますので、充電設備の設置を検討する必要があると考えます。

再質問は自席にて行います。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 小山議員さんのご質問に答えさせていただきたいと思います。

戸籍、住民票など第三者交付に対し、本人に交付の事実を通知し犯罪抑止効果を上げるということですが、この質問です。

この制度は、第三者による戸籍、住民票などの不正請求及び不正取得を防止するため、自己等及び代理人以外の者へこれを交付した場合、その事実について本人へ知らせるもので、全国では既に実施をしている自治体もございます。

麻績村では、自己等及びその代理人以外の者への戸籍及び住民票の写しなどを交付した件数は、ことし1月から5月末まで総計で23件でありました。現在までのところ犯罪に結びついた不正請求や不正取得はありませんが、今後は他の自治体の動向などを見ながら対処していきたいと考えております。

なお、他の自治体等の動向、あるいはこれをシステム化する費用等につきましては、住民課長のほうから補足をさせます。

2つ目のご質問でございます。

EV充電設備についてということでございます。県の設置案によると麻績村に3カ所とされているが設置の計画はということでございます。

県は、国の経済産業省の次世代自動車充電インフラ整備促進事業を背景に、県内における充電インフラ整備を促進するため本事業に基づく長野県ビジョンを策定することにしておるわけでありまして。この素案における設置箇所数、この数は道路延長30キロ間隔に1カ所、道の駅やインターチェンジ、あるいはサービスエリア、主要駅に各1カ所として計画されており、全県下で355カ所の設置をビジョンに盛り込むこととしており、そのうち麻績村には普通充電器が1カ所、急速充電器が2カ所、計3カ所となっております。

急速充電器設置箇所といたしましては、麻績村ではインターチェンジ、そしてパーキングエリアの2カ所となっており、普通充電器設置箇所といたしましては今後検討することではありますが、今後の維持管理などの点からは民間のスタンドなどに設置していただくのがベターかと考えておりますが、いずれにせよ行政が入って検討を進めていかなければならないことであろうと、こう考えておるわけであります。今後、EV車の普及状況や近隣の動向を見ながら検討が必要になりましたら対処してまいりたい、こう考えております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） それでは、補足の説明をさせていただきたいと思っております。

近隣の市町村の動向ということでございますが、この松本地域3市5村におきましては、先ほど小山議員さんのほうで質問の内容の中の説明にございましたとおり松本、塩尻がそれぞれこの制度を導入し、現在実施しております。

これにつきましては、安曇野市におきましてでございますけれども、塩尻市が導入する際にソフト、要するにその発行するための住民票等の発行の関係でございますけれども、その関係で導入するソフトにつきましては500万円ほどソフトを導入するに当たりましてかかるということでございました。したがって、安曇野市さんはそれを確認した上で今後検討していくということでございますが、現在総合庁舎等の建設計画中ということもございまして、その関係でまだ延ばしているというような状況でございます。

また、先ほど小山議員さんのほうで山形村で検討しているということでございますけれども、発行のための本制度に関する要綱というものを定め、この7月に一応要綱を定めて交付していくための準備をしていくということをお聞きしてございます。ほかの3村につきましてはまだ動きはないということでございます。

ちなみに、先ほど言いました村の現状でございますけれども、本人通知をした場合でございますけれども、この5月までに大体23件ということでございますので、月平均にしますと五、六件にはなりますけれども、やる場合におきましてはその要綱を設置制定し、その後、第三者請求に対して本人通知ということで、手書きなりこちらの関係で対応していくような形になるかとは思いますが、また動向等を勘案しながら検討していきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 今住民課長から説明がありましたのであれですが、とりあえず本人通知制度に関する要綱を検討してみるというような、準備をしてみるというようなお考えはあるかどうかお聞きしたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） この関係につきましては、要綱等の制定については今後検討していきたいというふうには考えておりますが、現在のところ犯罪につながるような案件等はありません。また、近隣の村につきましてもまだそこまで考えていないというところもございますので、今後も周辺の自治体の動向を見ながらそれに対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 長野市はあれだけの市でも窓口で十分に代理人の確認をしているので、とりあえずはやっておらないということも聞いていますが、村として月五、六件ということになれば、ある程度これを郵送でやっていくということになれば、職員にかかる負担、また費用についてもそんなに重大なことになるような感じはしませんので、トラブルが起きる前にこの要綱を麻績村に合った要綱みたいなものを定めればいいだけのことだと思いますので、その辺を幾らか形にしていくお考えはないか村長さんにお聞きしたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいまご提案の件は、犯罪の防止とか抑止、これに結びつくということの面ではよろしいわけですが、それだけではなくそれ以外の影響等もあるわけでありまして、現在それぞれ戸籍事務、あるいは住民票の交付事務、こういったことにつきましては広域で今検討しておりますので、そういう中であわせて検討していきたいと、こう考えております。

当然そういった時代が来るであろうかと思っておりますけれども、そういった通知が今度逆に個人のお宅に行くということになりますので、そういったことも考慮して対応していかなければならない問題だなと、こう思っております。いずれにせよ今後検討させていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、本人の通知制度についてはこれで検討していくということで、次にEVの充電設備の件ですが、前にも質問したわけですが、前にも質問したわけですが、公共性のあ

る施設ということになれば、地域交流センターあたりが一番取りつけるにはいいと思うんですが、インターの関係はNEXCO東日本のほうで麻績インターを管理していると思うんですが、麻績村に対してNEXCO東日本のほうからはこの充電設備をインターへつけるとか、つけたいとかという連絡はあったのでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） この関係につきましては、長野県の素案のビジョンの中でインターまたはサービスエリア等という、長野県の素案の中で構想されているところでございまして、NEXCO東日本さんまたは中日本さんのほうからは一切そういうアプローチはございません。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） そういうことになると、村で要望をしてインターならインターへ県のビジョンに合わせてつけていただくということになるのでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） インターまたはサービスエリアにつきましては、それぞれNEXCOさんの所有物でございます。したがって、そのところに公共投資をしまして設置をするということではなくて、国の経済産業省の考え方につきましては民間等というふうに出ておりますこともございますので、そちらのほうはNEXCOさんのほうで構想を上げていただくということで、それを村経由で上げていくというような形になるかと思いますが、そんな順路で今回のその設置の関係の補助制度は進んでいくのではないかというふうに考えられます。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 新聞とか雑誌の記事によると、公共性があるということは民間というよりも、やはり地方自治体の考え方に合わせて民意なり村なりということだと思いますが、先週あたりですか、松本市からEVの車で高速を經由して麻績へ来たいが、ちょっと観光等をしてしまうと帰れないかもしれないので近くに充電設備があるかという電話を受けた件もありまして、現在麻績村にはないということで結局その方はその車で来られなくて違う車で来たようですけれども、村に一つくらい、今までは機械自体の補助金ということでしたのであれですけれども、今回は工事費から含めた総額の中の3分の2を補助金で賄ってくれるということですので、ぜひ地域交流センターのところへ1基なりつけていただきたいというのが私の要望なんです。充電器自体も出た当時より値段も、日産自動車あたりはもう100万

円くらいのやつをもう56万円くらいまでに単価を下げておりますので、地域交流センターは電気につきましては相当な電力量の3相の200ボルトが入っているわけですから、機械本体だけをつければそれで済むということでやっていかれると思うんですが、村独自としてとりあえず1基なら1基、補助金をもらう中でやってみるというお気持ちはありませんか、確認したいんですが。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ご提案の趣旨はわかるわけですが、まだこれは県のビジョンの段階でございまして、これからどう進むかということは今後の問題であろうかなと思っておるわけです。

それで、まずは急速充電器についてはインターチェンジ、あるいはサービスエリア等へ設置されるということでありまして、いわゆる普通充電器について1カ所ということで、これを普通充電器を今交流センターへつけたらということかと思えますけれども、実はこの管理をそれでは具体的にどうしていくのかというようなことも当然出てくるわけでありまして、それから交流センターにつきましては夜間等につきましては閉鎖される状況でございまして、そういったときの対応等が出てくるわけでありまして、まだこれは県のビジョンの段階ということでございまして、今後具体化になってくれば、村も入りながら民間のガソリンスタンド等に設置すべきなのか、あるいは行政の施設へ設置すべきなのか、そんなことも含めながら今後必要になれば検討する時期が来るであろうと、そう考えておるわけです。でございますから、今の段階では何とも申し上げようがないということでお願いしたいと思えます。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） わかりました。東日本大震災の後、節電ムードそんなこともありまして、電気自動車がちょっと逆風の風を受けたような感じで進んできているわけですが、いずれにしろ近い将来この電気自動車なりプラグインハイブリッドの車なりがある程度の台数を確保してくると思われますので、前向きな県との折衝をするなり検討をしていく中で、ぜひ麻績村にも1基くらいは設置していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 5番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

◇ 宮 下 聡 君

○議長（宮下光晴君） 続いて、6番、宮下聡議員の一般質問を許可します。

6番、宮下議員。

〔6番 宮下 聡君 登壇〕

○6番（宮下 聡君） 6番、宮下聡。

それでは、さきに通告しました事項について質問いたします。

まず、質問事項として1番、村営バスの現状と対応策について、2番、政府の生活保護、生活扶助基準引き下げについて、3番、村長の政治姿勢について、以上3項目を質問いたします。

質問要旨については既に7点通告をしてあります。

これから自席において一問一答で質問したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、最初に村営バスの現状と対応策について質問をいたします。

まず1番に、平成24年度の定時定路線バスと地域循環型バスの利用状況について。

村営バスの運行見直しのこれまでの経過は、平成22年12月に地域公共交通システム検討委員会が設置されています。私とともに坂口議員もこの検討委員会に参加をしております。

検討の結果、平成23年6月14日付で答申書が提出をされております。利用客の減少が続く中、村民が安全で利用しやすい環境を整えるために運行形態については定時定路線3路線の維持改善と地域循環バスを新設いたしました。平成23年10月1日から開設し現在に至っております。

地域循環バスは、今まで通らなかった各地区をくまなく回る小型バスが運行し、高齢者や障害者が利用しやすい公共交通ができたわけであります。この間24年12月に時刻改正をし、さらに利便性を図ってきました。開設以来1年7カ月ぐらゐを経過している中で、この利用状況について説明を願ひたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） まず、私のほうから前段答えさせていただきたいと思いますが、平成24年度の定期定路線バス並びに地域循環型バスの利用状況はというご質問でございますが、実はこの計画に当たりましては、麻績村地域公共交通システム検討委員会の皆さんの熱心なご検討をいただきまして、その答申を最大限に尊重させていただきながら現在運行を行って

おるわけでございます。そしてまた、できるだけご利用者皆様のご希望に沿うように定期的な見直しをしながら対応しておるわけでございます。

昨年度の利用状況、あるいは今後の改善事項等につきましては、総務課長のほうから答えさせていただきますので、お願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

議員おっしゃられるように、内容的には日中の利用者減少に伴いまして村民の皆さんから改善に向けてご意見を賜っておりまして、平成22年12月より地域公共交通システム検討委員会を設置し、保育園、小学校、中学校、教育関係者、学識者等によりまして検討を重ねてまいりまして、平成23年6月に村長に答申をいただいたところでございます。

村におきましては答申内容を尊重し、運輸局、また議会議決等、事務手続をとりまして、同年の10月1日から大幅な見直しをさせていただいて今日に至ってきておるわけでございます。

改正時にはさまざまなご意見をいただきましたけれども、改正できることにつきましては1年を経過する中で昨年10月改正をさせていただきました。定時定路線の運行では一番多い利用者は保育園、小学生の通園・通学の足でございまして、従来の路線の変化もないことから、利用者数の多少の変化はあるものの目的は達成できているというふうに思っております。

なお、樺内線につきましては、定時定路線につきましては中学生の帰宅時への配慮をというご要望がございまして、平成24年10月より夕方の5時台に1便を増加させていただきました。これにより3路線のうち最も利用者の多い樺内線は、夕方4時から午後7時までの1時間に1本の割合で運行をしており、保育園児から小学生、中学生、通勤の方への利便性は高められているというふうに思っております。

次に、地域循環路線の運行につきましては、新たに小型バスの導入をいたしまして各地域をくまなく回り、高齢者の足の確保に重点を置き、3路線を週2回2往復の運行を行いました。以前と路線が異なりまして対比が難しいという状況ではございますけれども、今まで利用しにくい地域の方の利用がふえておるといふ状況でございます。

また、昨年10月の時刻改正によりましてご意見をいただく中で新たに設けた停留所といたしましては、樺内線の丸山公民館前を路線変更をし、多くの方に利用をいただいておりますというふうな状況でございます。

次に、利用者の状況別の状況から見ると、村内の医療機関への受診に一番利用されており

まして、またそのほか聖高原駅や村内の金融機関などの利用も多くなっており、高齢者の生活の足として利用されていると理解しております。加えて、福祉センターでの乗降も多く、福祉バスの運行日以外に村営バスで福祉センターを利用されておるといふふうにも見ているところでございます。

以上の状況から、交通弱者の足の確保には定時定路線、循環路線とも一定の効果は上げているというふうに判断しているところでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） この定時定路線についてなんですが、園児、小・中学生も利用する中で一般村民もこれに乗車しているというような現状の中で、ちょっといろいろ利用状況については把握しにくいんですが、この中で一般村民は何割くらい利用しているか、大体見当がつかしたらお願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 利用者といたしましては、通園・通学以外の方では1割弱くらいかなというふうに定時定路線のところではそう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 主体が通園・通学バスというようなことで、それと通勤者主体というようなこの定時定路線であるわけでありますので一般の方は少ないと思っておりましたが、それと地域循環バスについては、使用状況からいって滑沢線が一番多いわけですが、高から福祉センター行きが朝9時30分、それと特にその中で12月の利用がふえているというような集計結果で出ているんですが、1便当たりになりますと多くても約4人程度というこんな状況で、今課長が言われたとおり途中下車する停留所については医療機関、それから福祉センター利用者が本流なんですが、こういった中で非常に地域循環バスについては私を見る限りではまあ軌道に乗ってきたのではないかというような感じもするんですが、1人も余分に乘っていただくというような施策の中で、今のところ村民の意見というのは改正以後は余り出ていませんか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 要旨2にも触れてくるかと思いますがけれども、平成23年の10月新たに地域循環路線を設けたわけでございます。1年がたつまでにはいろいろなご意見を頂

戴いたしました。その中で昨年の10月のダイヤ改正に合わせまして、できることは全て聞き入れて対応してきたという状況の中でございます。

現在の中でご要望に応えられていない案件も確かにございます。これは運行上の問題で、どうしてもバスをふやさなければ解決できない問題とか、例えば日曜日に聖高原へ行くというような方の問題でございまして、ちょっと解決ができる問題ではない、そのほかにつきましてはおおむねご要望に応える形、あるいはそんな状況の中で現在の中までは進んでおるとい状況でございまして、結論的にいきますと高齢者の足というそういう意味合いから見て、定着するその今期間かなというふうにも見ているという状況でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） いろいろ状況の中では何とかと言ってはあれですが軌道に乗ってきたというふうに見受けられるわけです。

次に、今の状況から見た改善点についてということに入りますけれども、利便性もかなり特に循環型バスについては出たということの中で、平成24年利用状況の集計では、特に循環バスについては平成25年度の経過を見ないと本当の対比というものはわからないわけですが、軌道に乗っているというような状態の中で、この改正後の時間帯、今は大体2便なんです、こういった時間帯については私の聞くところではもう少し時間を早めたほうがいいという声もあるわけなんです、この循環型バスの場合は例えば滑沢線が一番多く利用されている中で高発9時30分、それから2便が12時40分、こういったことでありますが、改正後の時間変更の中では住民の声としてはちょっと早いほうがいいという声もあるんですが、その辺は当局の村のほうではそういう声は聞かれておりますか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 始発時間と申しますか、その時間が早いほうがいいという今のご意見でございましてけれども、村のほうへはそういう声は入ってきておりません。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） それと、私のこれは要望なんです、改善点としては今までの利用集計の中では特に滑沢線が両方合わせて654人とか、それから平成24年度の集計では686人、0.5くらいの少しの微増なんです、利用者が少しずつでもふえている状況が見受けられるわけなんです、この循環型バスの例えば社協等がいきいき倶楽部、いきいき体操等々の活動をしているんですが、そのバスの利便性をさらに増すために、利用者をふやすために福祉バスとの連携ということについては、現在のところの運営の中で、時間とかそういう中で現在

の連携方法が適正であるかというその辺の見解はありますか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） このバスに関しましてはいろいろな考え方があるかと思えます。

しかしながら、今の村営バスは有償運送法に基づいて許可がされ、そして料金を徴収するということが基本的なことで、あくまでも公共交通機関ということでございます。福祉バスみたいに運行に対する許可は得ていて、どこを回ってもいいというようなシステムではないわけでございます。今の段階におきましては時刻を明示しながら定められた路線を回るといような状況でございます。したがって、もしいろいろな事業がある場合におきましては、極端な言い方をしますと、その路線であれば増発便という状況の中での運行ということに村営バスの関係はなろうかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） それと、利用者の中にはこの開設以来大体いつも利用している方の乗車状況を把握していると思うんですが、ちょっと私の聞いた中では、現在の停留所の位置についてはこれまでの運行状況の中、乗車状況の中で、今の利用者のニーズに合った停留所を選んでほしいという条件もあるんですね、そんなに大幅な変更はできないと思うんですが、いつも乗る方は大体もう定着しているというように見ているんですが、その辺の停留所の利便性を高めるためにその変更というものはできるわけでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） この問題は、まだより細かくというご要望も出てくる可能性はあるわけです。しかしながら、今の現状の路線を始点から終点まで約45分かかっているというように逆で酔ってしまうとか、あるいは時間が長過ぎるとか、そういう当初のアンケートといいますかご要望の中にもあったわけでございます。

停留所の位置というのは、基本的には他の交通に妨げないような場所だとか、バスが来るのを待っていても安全が確保できる場所とか、いろいろな状況を見る中で検討委員会の中でも停留所の位置をご検討いただいたところでございます。全然利用されない停留所も確かにあるわけでございますが、この問題は高齢者の足という状況の中で現在は利用されなくてもやがては利用される、そんな時代も来るかなという状況を見て今現在のところは進んでおるとい状況です。

それから、利用者の中で例えば停留所以外のところでも交通に支障がないというふうに言

っていただければ、運転士に申し出ていただければ、おりる場合におきましては安全を確保しながら柔軟な対応はとらせていただくように運行会社のほうにもお願いをしているところでございますが、そうかといって余りルールを度外視していてもまた難しい問題も出てまいりますので、現在のところは弾力性を持ちながら対応しておるというふうにご理解いただければありがたいと思っています。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） わかりました。それとこの両便、定時定路線と循環型バスの運営については今までの運営状況を見る中で、それとさらに多くの利便性を増すために、乗車率を上げるためにはどういった方策がいいかという、そういった利用状況等の検証をしているのか、どういった形で改善点を少しでも変えていくのか、そこら辺のところはどういう形で今現在進んでいるわけですか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 一番は利用者の声、そして常に使われている皆さんのご要望等が村に直接入って来ない場合には、乗務員のところにはお話が入ってくるケースもございます。担当者と運行会社との間ではそういうような連絡といいますかご要望も聞いたりしているところでございます。また、その件につきましては現在のところは私は聞いておりませんが、もし改善があるならばそのところで検討をという状況でございます。

それから、先ほどバスの関係で申したわけでございますが、最小の経費で最大の効果が上がるというような状況の中で財政的な問題もあるわけございまして、当然循環型バスの始発がもう少し早くというような状況もあるかと思いますが、今の現状の中では定時定路線のバスの運行したその乗務員が循環路線の運転につくというようなシステムをとっておるというような状況の中で、今現状が一番運行上では妥当な時間かなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） わかりました。次に進みたいと思います。

3番目の75歳以上の高齢者また障害者等の利用料の無料化をということを提案しているんですが、現在の村営バス料金は麻績村地域公共交通システム検討委員会の答申が提出されて、

これに基づいて今村営バスの運行をしているわけなんです、新設されましたこの間のいろいろ今の説明でいくと、有償運送法では料金を徴収するということが今言われましたけれども、できれば75歳以上の高齢者または障害者等の利用料の無料化ということについては、村長の意見をお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 村営バスの高齢者、障害者の無料化ということでございますが、先ほどから申し上げましたように村営バスにつきましては有償運送法に基づいて運行しておるとい交通機関でありますので、運行に必要な経費、それにつきましてはご負担いただくという大原則にのっとって行わせていただいております。

なお、麻績村で行っておりますこの事業につきましては、多くの税が投入されているということにご理解をいただきたいということでございますし、特にこの料金につきましては現在の料金が高いか安いとかという論議もあるわけでございますが、この料金につきましては検討委員会で十分検討された結果、これを尊重させていただいております。最低のワンコイン、いわゆる100円で乗れるバスをということで行っております。現在赤字部分につきましては特別交付税で算定されてくるわけでございますが、実はこの算定も今後厳しくなることも予想されるわけでございますが、こうした中で現在のシステムが今後も継続できることに重点を置きたいと、こう考えております。

それから、さらに将来のことを申し上げますと、将来につきましてはこの村営バス、麻績村だけでいいのか、あるいは近隣と事務を合同で進めたほうがいいのかということもござりますので、いずれにせよ有償運送法に基づく現在の運行という形でご理解をいただきたい、こう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） わかりました。経費が100円が高いとか安いとかそういうことではなくて、村長が言われます村民の利便性を図るためには何とか高齢者や障害者に優しい麻績村というような、こういった観点の中から私が提案したわけなんです、できれば村民にもそういう声がありますので、100円が高いとか安いではなくてそういう村長の政策に対して少しでも無料化ということをご提案したわけなんです、補助なり気持ちだけの意思を沿えてもらえればありがたいと思うんですが、できたらそういう意思をあらわしていただきたいという、どうですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私自身も麻績村におきます高齢者、それから障害者の皆さんに優しい麻績村づくりということを入念に入れて進めておるわけでございます。こうしたことで多くの事業を進めておるわけでございまして、高齢者、あるいは障害者の皆様にはそういったことでぜひともご理解を賜りたいなど、こう思っております。この村で行いますバスにつきましては、そういった皆さんを含めまして皆さんで支え合う地域のバスだということをご理解いただきたいなど、こう思っております。議員おっしゃることにつきましては、それぞれの事業でさらなる今後も努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） わかりました。次に進みたいと思います。

質問事項の2の政府の生活保護、生活扶助基準の引き下げについてに移りたいと思います。まず、第1に生活保護、生活扶助基準引き下げの実態について。

生活保護費の大幅引き下げを盛り込んだ2013年度予算が成立いたしました。安倍政権は、生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案を国会に提出しました。5月24日には衆議院厚生労働委員会で趣旨説明、5月29日には審議が始まり、5月31日午前中には参考人から意見陳述を受けたにもかかわらず、その午後にはもう政府与党そのほかの野党が加わって賛成多数で強行採決されたという、この2日間の審議の日程の中でこういった予算成立のためにこの改正案を可決したというような経過でございます。

この値上げの主な理由は、2012年8月社会保障と税の一体改革法の成立に伴い、この附則の中に生活保護制度の見直しが上げられました。この中で低所得者世帯の消費水準が低下しているというような中で、それと比較して生活保護基準が高い、また不正受給者の問題等が発覚して大きく報道をされたわけであります。

厚労省調査では、この不正受給者の調査の中ではたった0.4%、ほんの一部であることが判明しておるわけであります。厚労省の最新の報告では、2012年11月の時点で日本全体で生活保護受給者は214万人、157万世帯と発表しております。現在も増加傾向にあるわけであります。生活保護者を厳しく窓口で申請をはねつけ方針も打ち出していますが、13年度の政府予算では今年から3年間で段階的に800億円、約8%が生活扶助費を引き下げとなっております。この現在の支給から8%、9%を減らされると特に子供の多い世帯だと大打撃を受けるわけであります。

こういった生活保護法改正案が可決されたわけでありますが、これに対する村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） このたび国は生活保護制度の見直しについて生活保護法の改正、そして生活困窮者の就労、それからまた自立支援のための新法の制定、そして生活保護の見直しなどということで今年度実施するという事になったわけでございます。これらについてでございますが、ただいまおっしゃられたとおりの経緯でこういった形になってきておるわけでございます。

議員が心配されるのは、この改正において麻績村における該当者への影響というようなことも含まれておるかと思えますけれども、現在のところ麻績村におきましてはほとんど影響のない状況であろうかなと、こう思っておるわけでございます。

まずはそこまでということで答えさせていただきます。

なお、詳細につきまして必要ございましたら担当課長のほうから答えさせます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 今現在までの実態について述べたわけなんです、こういった3年間かけてことしの8月からもう実施するというこういった方向で今進んでいるわけなんです、これは非常に問題がありまして、そもそも生活保護は憲法25条が保障する全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するというを具体化したものであります。こういった中で生活が危うくなると、一定の要件があれば誰でもが受けることができるという、この憲法25条は言っているわけなんです。こういった中で、生活保護引き下げは本当に憲法25条に違反しているというようなことであります。

次に、基準引き下げによる住民への影響ということなんです、これは非常に多く出るわけでありまして。麻績に対象者は私も住民課での資料の中で見ましたけれども、こういった対象者は今生活保護世帯は少ないわけですが、これは少ないとか多いからということではなくて根本的な問題があるわけなんです。

この保護扶助の中には生活、教育、住宅、介護、医療、出産、葬祭、こういった扶助があるわけです。これらの最低生活としてのこの中で現在まではそれぞれ単給で行っているか、それからまたはこれとセットで併給することになっているとなっております。

麻績の場合は支給方法がどうなっているか、現在までの生活基準を引き下げることに対してこういった取り組みをしてきたのか、住民に影響を与えないような形でこの基準を

選んで生活保護者を認めてきたのか、その辺の見解、経過、現在までの様子をお聞きしたい
と思います。

○議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 麻績村の生活保護世帯の対象者についての実態ということでござ
いますけれども、福祉事務所を持つ大きい市とかそういうところにつきましては市判断の制
度の採択ということになります。私ども小さい市町村につきましては松本保健福祉事務所が
管轄ということになりまして、保健福祉事務所及び福祉担当、該当の村の職員がそれぞれそ
の対象者に対しまして常に面接等を行いまして生活基準、水準等の状況を把握しながら、ま
た詳細な収入等の調査につきましてもご同意をいただきながら、最低生活基準の中での基準
に基づいた交付という形でこの生活扶助費につきましては支給しておるということになって
おります。

今回の基準額改定につきましてでございますけれども、この関係につきましては65歳以上
の単身世帯等につきましては、この3年間ににつきましての段階的な引き下げはないというふ
うに試算されております関係で、幸いにしましてうちのほうで該当しております生活保護世
帯につきましては全部単身でございまして、全て65歳以上ということになります。したが
いまして、基準につきましてはほとんど変わらないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 生活扶助の基準というのはもう国から説明して一覧表があるわけなん
ですが、端的に言ってこの基準どおりに月額の扶助金額を決めているわけですか。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 生活扶助の関係につきましては、国の支給基準に基づいて第1累
計、第2累計の合計額プラスそれぞれの加算を勘案した中で、各自の収入を差し引いた残り
の不足部分を基準に基づいて支給しているというふうに聞いております。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） これについては、非常に先ほども言いましたとおりこの扶助を麻績村
は調査でいくと4人ということになっているんですが、いろいろの分野で影響が出ると言わ
れております。こういった中で一番の対応策というのが問題になるわけなんです、今の麻
績村の実態を見ますと生活保護世帯の実態から少人数だとしても軽視できない、住民課の最
近の調査でいくと平成25年5月現在の麻績村の75歳以上低所得者は350人と出ております。

非常に大きい人数であります。こういった人口比率からしても平成25年4月30日現在で人口が3,013人、こういった人口からしての比率は11%というようなことであります。この実態の中で生活保護世帯数が増加するのではないかと私は非常に心配しているわけなんです。

こういった状況の中で、この低所得者層を現在までの中ではほとんど少しふえるかと思うくらい減っていないんですね、こういった中で、村としてはこういった低所得層を支援していくかということが大きな課題であると思うんですが、その辺の村長の抱負というか、そういった形の支援をどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今回の国の生活保護基準、いわゆるこれらの見直し等につきまして麻績村ではどんな対応をするかということかと思えますけれども、村がそれに対してどうするという特別な対策は今考えておりませんし、またそうすべきではないとそう考えております。

なお、いわゆる生活保護世帯等、あるいは低所得者層につきましては、村におきましてはいろいろな制度の中でいろいろな対策を今講じておるといのが実態でございます。そういったことから、今回の国の改正に当たって特別村がどうこうするということは現在考えてはおりません。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） これは政府の方針でありますので、各自治体がこれからこういった政府の基準引き下げに対して、やるのは今度こちらの自治体ですね、この麻績村がこういった形でこれに沿ってやっていくのかということは大きな問題だと思うんですね。だから、国の方針だからと言ってはられないわけです。ぜひこういった支援策を考えていただいて、低所得者層から生活保護世帯を出さないように、そういった取り組みを今後やっていただきたいと思うわけでありまして。

次に時間がないので移りますが、この政府の方針に基づいた中で生活保護世帯をどうやって支援していくかということの中で、特に私は村への大きな要望をお願いをしたいということでもあります。

次に、村長の政治姿勢ということで、憲法96条並びに9条改憲に対する政治姿勢ということで行いたいと思います。

日本の憲法施行から66年が経過しております。国民がこれまで守ってきた日本国憲法を今、

安倍内閣は自民党、公明党を初め維新の会など、こぞって根本から崩そう、覆そうとしておるわけであります。憲法改正手続を定め96条から変えるというのは、96条改定とは各衆参議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民の過半数の賛成が必要であるとしています。これを3分の2から2分の1に引き下げる法律並びに変える狙いをしておるわけでありますが、多くの憲法学者はこれはいけない、世界の動きは3分の2が普通であると言っております。96条を手をつけるなら変えることは近代憲法ではないと言っています。

また、この最大の狙いは戦争と軍備と法を放棄する9条の改憲にあると言っています。まさにそのとおりであると思います。

それと同時に今安倍首相は、96条を突破口に9条を含む全面改憲を目指す戦略であります。

こういった憲法96条、9条改正に対する村長個人の見解でいいですから、言っていればいいと思いますが。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ご質問のこの件は、個人のイデオロギーとかそういった複雑なことに絡むわけですが、ご質問でございますのでお答えをさせていただきたいと思っております。

今回出ておりますのは、議員がただいまおっしゃいましたように、現在の憲法は66年になるわけですが、こうした中で今でもこれだけの長い間、それぞれ不具合があるにもかかわらず改正ができなかったということは96条のハードルが高過ぎるということだと、ですからそのハードルを少し下げて、現在の実情に合ったそんな憲法にすべきだということであろうと思います。これがいわゆる憲法の改正論者のご意見かと思えますし、また逆に96条を改正していくということになれば、第9条の改正までもが時の選挙の状況等によって簡単に時の政権の考え方で改正ができるのではないかと、ですから96条の改正には反対だというのが今反対される方の意見かなということかと思えますが、それぞれの言い分はもともと、そう思っておるわけでございます。

村長としましては、それぞれ言い分はあるわけですが、憲法は国の根幹をなすルールでありますので、第9条を含めてしっかりと論議を深めてほしい、そういうことで村長としては答えさせていただきたいと思っておりますが、今個人的な考えはどうだということでございますので個人的な考えをつけ加えさせていただきますと、憲法の改正手続、これは一般の法律改正よりもハードルが高くて当然ではないかなと、こう思っております。

でございますから現在の3分の2というルールは個人的には適正ではないかなと、そんな

ふうに思っておるわけです。国民の考えや世論、風潮、その時々によって大きく変わるのが常でありますので、その時代の国民の多数派というものは時代が変われば少数派になることもあるわけでありますから、こうした国民を背景にした政治、権力も同じであるわけでありますので、そういったことによって憲法がその都度変わるといことはいかなものかなど、そう思っておるわけであります。

でございますから、その時々国民や政治勢力が一般の法律改正と同じように単純な多数決で憲法改正ができたということになりますと、全ての法規範の中で最高の効力を持つという憲法の最高法規制が失われてしまうのではないかなど、こう思っておるわけでありますので、よほどの背景のかつ説得的な根拠がないとすれば改正はしてはならないというのが日本国憲法の精神であろうかと思ひますし、これが96条にうたわれているのではないかなど、こう思っておるわけであります。

ただし、第9条第2項につきましては、日本の自衛権、あるいは陸海空の自衛隊の存在、こういったことをもっとこれらの目的を明確にして、自国の平和は国がしっかりと守るといふ根拠を明確にすべきであろう、こう思っておるわけであります。

いずれにせよ、今後国民挙げて論議を深めていく必要があるのではないかなど、こう思っております。

以上、私の私見を申し上げさせていただきました。以上であります。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） ありがとうございます。これで参考までに言いますけれども、この96条についての元自民党の幹事長だった古賀誠さんが見解を明らかにしております。日本の現行憲法の平和主義、主権主義、主権在民、基本的人権という崇高な精神は尊重しなければならない。中でも平和主義は世界遺産に匹敵する。今96条を変えて憲法のハードルを下げることは絶対にやるべきではない。私は96条改憲には大反対であると明言をしております。さらに、憲法は我が国最高の法規である、他の法則を扱う基準とは違うのは当然であると力説をしております。この元自民党幹事長の古賀誠氏は憲法96条改憲に大反対と表明していることは非常に私も同感であります。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（宮下光晴君） 6番、宮下聡議員の一般質問が終了しました。

ここで、一旦休憩をとります。

再開については午前11時5分からいたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（宮下光晴君） それでは、会議を再開いたします。

◇ 尾 岸 健 史 君

○議長（宮下光晴君） 7番、尾岸健史議員の一般質問を許可します。

7番、尾岸議員。

〔7番 尾岸健史君 登壇〕

○7番（尾岸健史君） 7番、尾岸健史でございます。

それでは、さきに通告した事項について質問します。

質問事項1でございますが、麻績村の施策や事業の評価と公表についてであります。

村ではいろいろな政策とこれに伴う事業を実施しているが、これらの評価と継続的な事業効果の継承による課題の掘り起こし及び村民への公表は目標達成に重要なプロセスであり責務である。これは住民参加による協働の村づくりが一層充実すると思うが、次の点について村長の答弁を求める。

1つ、施策評価の現状は。2つ、事業評価の現状は。3つ、公表の現状は。4、継続的な事業効果の検証は。

一例を挙げますと、村の施策事業の中には振興計画、特定事業主行動計画、社会資本整備総合交付金事業、頑張る地方応援プログラムなどがありますが、中でも村の第6次振興計画は、住民へのアンケートとともに第5次振興計画の評価により作成されています。評価はA-Eランクの5段階で、これは取り組みについてのみで効果については明記されていない。確かに効果については10年、20年先にならないとあらわれないものもある。しかし継続的に事業効果の継承をしていく必要があるのではないかと。

また、評価の中では課題の提起もされているが、新計画のどこに生かしているか具体的に

示す必要がある。特に行政に関する評価によると、事務事業の適正化を図るための課題として第三者による評価システムの導入はEランクで今後導入を検討するとあるが、新計画のどこに示しているか。また導入の予定は。公表については現在村のホームページの村の計画の中で新計画のダイジェスト版として公表されているが、ホームページに速報として見やすいところへ載せるか、あるいはホット情報おみに掲載するなど工夫が必要である。同時に第5次振興計画の評価における課題や効果などをどのように活用しているかも明示する必要がある。

次に、質問事項2、村のバリアフリー化について。

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの移動や施設の利用や利便性、安全性の向上を促進するために公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する。また、バリアフリー化のためのソフト事業も充実するとして、平成18年12月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律が施行されております。法の中で市町村はバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする基本構想を作成することができるとあり村ではさまざまな取り組みをしていると思いますが、次の点について答弁を求めます。

1、バリアフリー化の現状は。2、バリアフリー化の箇所づけは。3、バリアフリー化の基本構想の作成は。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 尾岸議員さんのご質問に答えさせていただきたいと思います。

まず、麻績村の施策や事業の評価と公表について4点ございます。施策評価の現状、事業評価の現状、公表の現状、継続的な事業効果の検証はということについてお答えをさせていただきます。

施策や事業の評価と公表ということにつきましては、事業等の効率化や住民参加の行政を目指す上で、また今後の計画策定において大変重要なことだと考えております。

最近の事業では、特に社会資本整備総合交付金事業のように実施とあわせて評価やその公表が求められている事業が多くなっており、評価等につきましては定められた指標によって

行っておるわけでありまして、今後必要な事業等につきましては、その評価と公表を行うよう努めてまいります。また村民にわかりやすい指標もとるよう努めてまいります。

ご質問が具体的な内容に及んでおりますので、それぞれ担当課長等から答えさせていただきます。

2つ目のご質問でございます。

麻績村のバリアフリー化について、現状、箇所づけ、基本構想の作成予定等についてお答えをさせていただきます。

高齢化が進展する今日、バリアフリー化は重要な課題であります。そしてこのバリアフリー化は社会全体で進めることが必要であります。

まずは個々のお住まいにおけるバリアフリー化でございますが、近年は各種の制度等をご利用され整備をされている方がふえております。

次に地域の身近な施設等ではありますが、それぞれの地域で対応がまちまちとなっております。

次に村等の公共施設等ではありますが、近年整備された施設等につきましてはそれなりの対応がされておりますが、従前からの施設等につきましては対応がまちまちであります。必要な箇所につきましては順次整備をしてまいります。また、観光施設等につきましては、早期の対応が求められていることでもありますので、現在検討を進めております。

次に、県や国、民間にお願いをしていくものも幾つかございます。これらにつきましては、個々の事柄についてそれぞれ対応をしてまいります。

高齢者や障害者に優しい麻績村づくりは全村民の協力が必要であります。村民皆様のお力をいただきながら何人にも住みよい村づくりに努めてまいります。

ご質問が具体的な内容に及んでおりますので、それぞれ担当課長等から答えさせます。

私からは以上、答えさせていただきました。

○議長（宮下光晴君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから第6次麻績村振興計画の関係、また、頑張る地方応援プログラムの関係についてご説明をさせていただきたいと思っております。

第6次麻績村振興計画を策定するに当たりましては、第5次後期計画の実施計画をもとに各課で現状や課題を把握するとともに内部評価を行いまして、審議会にご説明をさせていただき検討いただいたというような経過でございます。

内部評価につきましてはホームページ上において公表を行ってございます。

また、審議会では第5次計画でできたこと、できなかったこと、また課題、6次計画に向けての提案など多くのご意見をいただいております。

具体的な内容というようなこともございましたけれども、審議会においていろいろなご意見をいただいた中では、道路整備の関係ですとか自然エネルギーの関係、また図書館の関係とかいろいろな部分で提言をいただいておりますし、6次計画の策定に向けて5次計画では5項目であったものが6項目にしてどうだというような意見もいただきまして、6次計画のほうに生かさせていただいているところでございます。

続きまして頑張る地方応援プログラムの関係について説明をさせていただきますが、頑張る地方応援プログラムにつきましては、地方が自由に独自の施策を展開し、魅力ある地方を目指す取り組みに地方交付税などの財源措置を受けられるということで平成19年から21年まで実施された事業でございます。麻績村からも6事業ほど提案をさせていただいております。

この事業につきましては新たに企画をしたというものではなくて、既存事業を整理してプロジェクトに計上した事業でございます。現在も事業につきましては実施をしておる事業でございます。随時担当課におきまして検討委員会等で協議をし、課題整理等を行っているところでございます。

それと、すみません1点漏らしてしまいましたけれども、第6次計画につきましては、構想が10年間の計画ということで、基本計画が5年ごとの計画、また毎年3年ごとの実施計画を各課で見直しておりますので、その際も新たな課題に向けての整理を行っているというような状況でございますが、効果または継続的な事業評価というところまではまだ現在至っていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清君） それでは、事業評価の現状はということで先ほど例を出していただきましたが、麻績村の特定事業主行動計画ということでございまして、これにつきましては法律の施行に伴いまして村が事業主として職員の次世代育成支援として設置をした計画でございます。いわゆる育児休暇の関係でございまして、既に前期が終了し、現在では後期の計画に入っております、実施中であるという状況でございます。

現実的には積極的に推進をしていないわけですが、担当者を専任して該当者には説明並びに相談には応じておるという状況でございます。また、現状では目標値を

設定した計画になっておりますけれども、該当の女性職員は制度の活用をしておりますけれども、反面男性職員の場合には現在までのところ取得されている方はございません。

これは一つに育児休暇ということになりますと無給ということになります。どうしても男性職員の場合には生活を支えるというような収入面の面もございまして、まだまだその制度を活用するということまではいっておらないという状況でございます。あくまでも本人の意向により対応をさせていただいておるわけでございます。

次に、社会資本の総合交付金事業、いわゆる旧まちづくり交付金事業でございます。この事業につきましては国土交通省の事業でございまして、地方自治体の主体性を重んじて地域が望む事業実施が可能であり、地域の基盤整備事業において活用でき、村でも取り組んでまいったわけでございます。

第1期といたしましては、平成17年から21年、5カ年でございまして観光施設、道路等を実施し、また2期といたしましては、平成21年から24年、駅周辺地区の整備ということでそれぞれの事業は完了をし、現在整備された施設を有効に活用していく、そんな状況でございます。事業採択時に公表を求められ、ホームページにより公表をさせていただいております。

また、ワークショップ、アンケートの実施は定期的に行うというふうに必要なものとしておりますけれども、実態はワークショップは当初事業採択時に行った経過がございますし、またアンケートについては全ての事業では実施しておりませんが、一例を申し上げますと、平成21年度事業で地域交流センターの建設をいたしました利用状況等のアンケートを平成24年度に実施いたしましたけれども、ワークショップ、アンケートともに定期的と言える状況ではございません。事業採択、事業完了に伴い実施したという状況でございます。

次に、公表の現状はということでございますけれども、できるだけ公表していく方針であります。また制度活用をし、公表を義務づけられている事業につきましてはホームページ等で公表をしているところでございます。

また、政策的事業においてもそれぞれの検討委員会などを立ち上げ、住民とともに検討をしているところです。村営バスとか子育て支援、あるいは北校舎、学校統合などその事業に応じて検討しているというような状況でございます。

公表の関係につきましては、行政の透明性など総合的に性格的評価を実施する時代だというふう感じておるわけでございますけれども、第6次振興計画の中でも事務事業の評価を実施することとするというふうになっておりますが、具体的には今後検討してまいりたい

というふうに思っているところでございます。

次に、バリアフリー化についてでございますけれども、現状、総務課の関係におきましては庁舎、そして駅前公衆トイレ等があるわけでございますが、段差解消等には努めているわけでございますけれども、今後ご要望に対しましては前向きに検討を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、聖高原駅につきましては、JR東日本長野支社での管轄で管理をしているわけでございますが、バリアフリーに向けて改善をいただいているところでございます。

上り線のホームの段差解消、これは平成24年度に改良済みでございますし、駅舎につきましてはこの6月から9月にかけて街道のイメージに改装していただけるということでございます。その改装においてもバリアフリーへの対応をいただけるということになっておりますし、下り線ホームの段差解消の時期ははっきりはしておりませんが、近いうちというお返事をいただいているところでございます。

以上、総務課関連の説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 私のほうからは、バリアフリー化等につきまして住民課関連につきまして御説明させていただきたいと思っております。

高齢者、障害者に対する住宅改修事業ということで私どもにつきましては対応させていただいております。高齢者に優しい住宅改良事業または障害者に優しい住宅改良事業につきまして対応させていただいているというところでございます。

ちなみに、前年度平成24年度につきましては高齢者に優しい住宅改良事業で2件の方の該当がございまして、そちらのほうの対応をさせていただいたということでございます。

なお、この関係につきましてはそれぞれ条件がございまして、全ての方の住宅改修ということにはまいりませんが、ある程度の枠の中で該当される方につきましての在宅されているご自宅につきましては改良していけるということが言えるかと思っております。

また、新バリアフリー法につきましてでございますけれども、高齢者や障害者などあらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現できるために建築物や交通機関などにおいて着実にバリアフリー化が進められてきてはおりますけれども、連続的なバリアフリー化が図られていないということから今回の改正ということでございますが、それに基づいたわけではございませんけれども、村としましてはそれぞれの公共施設、例えば庁舎、保健センターにつき

ましても身障者のトイレ、それから、ことしにつきましては総務課のほうで整備させていただきました障害者の専用の駐車場の設置等をしてございます。また、福祉センターにおきましてはそれぞれ段差解消ということでスロープ等の設備をさせていただいております。また、浴室等につきましても手すり等の設置をした上での、極力障害者等の方につきましてもご利用いただけるような形の整備を進めているというような状況でございます。

なお、まだまだバリアフリー化というところの完全なものということになりますと、全てが全て整っておるというわけではございませんが、逐次進めているということでご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 振興課関係ということで道路関係等につきまして補足を申し上げたいと思えます。

道路関係におきましては、歩道と道路、施設等への入り口の段差はほとんどないのが現状であろうかと思えます。ただし点字ブロック等の表示においてははまだほとんど整備されていないのが現状と思えます。

また、歩道の設置につきましては国・県管轄の道路においては整備されつつあります。ただし高齢者、障害者等の移動等の円滑の促進に関する法律ということの部分の前に設置されております部分の狭い歩道がございますが、そちらにつきましては車椅子等が安心して利用できるかはちょっと疑問があるというふうに感じてはおります。

そんな中で箇所づけはというような部分もございますが、村道関係のバリアフリー化につきましては基本が特定道路としての位置づけの施策となってくるというふうに考えております。そんな中で特定道路の指定の必要性等を検討しながら進めていかなければならないというふうに考えておりますが、村道としては緊急時の対応等の困難な場所の解消等の村道改良を進めていく中で、国道、県道については歩道整備を含めた中でバリアフリーの道路改良を引き続き要望していきたいというふうに考えております。

なお、現在国道、県道におきましては国道403号が歩道の整備の部分で進んできております。そんな中でも叶里から下井堀、明治町からずっと続くわけでございますが、下井堀のところも今現在は歩道が一応規定で2メートルくらいということで2メートルの歩道を設置する中で車椅子等が安心して通れるような状況、また今後は明治町から上、本町の信号機、また中学校までといろいろな部分の歩道の県・国の管轄の道路の歩道の設置等の推進を進めて

いきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 観光課関係について補足をさせていただきます。

まず、公表の現状ということでございますが、指定管理制度を導入いたしまして経営をお願いをしておりますほうから、5月決算が終了いたしまして5月末に私の手元のほうに報告がございました。現在資料をまとめて、部内にありますけれども委員会のほうで事業の検証を行って公表を行っていく予定で現在進めております。

バリアフリー化についてであります。麻績村の観光施設の重要箇所でございますが、聖高原、信濃観月苑、ふるさとランド、この3カ所でございます。いずれの施設も傾斜地を活用して整備をされた関係で、バリアフリー化については多額の費用を要するかなというふうに思います。

観光客の減少、また売り上げの減少等で職員、あるいは従業員を削減をして対応をしているところが現状でございますけれども、現在現地、現場職員、従業員にお客様に対する教育を改めて徹底をしていく所存で進めております。整備につきましては指定管理者との協議もございますが、募集要項でお示しをした額面以上にかかわる整備については、施設はあくまでも村の施設でございますので、必要に応じて、また需要に応じて検討を進めて整備をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 峰田教育次長。

○教育次長（峰田江津子君） それでは、教育委員会関係のバリアフリーの現状についてお話し申し上げます。

教育委員会関係で持っております施設は、おおよそ学校等の教育関係、それからあと保育関係の施設、もう一つは社会教育、交流関係の施設です。保育園、小学校に関しましては、平成15年に建築及び大規模改造をしたということでおおよそのバリアフリー化は完了しているというふうに考えております。

ただ、今後中学、小学校とも災害時の避難所になっているということを考えれば、また、今後長期的な構想のもとに一部また施設の関係を考えていく必要はあろうかというふうに思っております。

あと社会教育、それからあと交流センター関係ですが、交流センターは皆様もご存じのよ

うに平成22年度竣工という麻績村で最も新しい施設で、バリアフリーについてもほぼ現在の段階では最も充実した施設であるというふうに思っております。

あと旧小学校の北校舎、第2公民館等々幾つか施設を持っておりますが、こちらに関しましては、特に第2公民館に関しては今後施設の状況について全体としてまた考慮していく必要があるだろう、それからあと旧小学校北校舎につきましては、国の登録有形文化財であるということから制限はあるというふうには考えておりますけれども、現在の状況の中ではでき得る限りの施設整備はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それでは、施策や事業評価の公表について再質問させていただきます。

この中で第5次はA Eランクづけされていますよね。それで、その中で先ほども申し上げましたけれども、取り組んだか取り組まないかそれだけでもってA Eランクづけしているわけですよね。これはもっと中身が含まれているかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 第5次の実施計画の評価につきましては、A B C D Eのランクづけで事業の達成率というような形で評価をさせていただいているところでございます。また、その評価の内容につきましては、例えば住宅でありますれば若者定住住宅の建設をしたとか、また課題としましては用地の確保というような評価と課題を掲げまして審議会のほうで検討をさせていただいているところでございます。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それから、評価の中で第三者による評価システムの導入はEランクづけされているんですよ、というのは最低ランクなんですよ。これを今後どう生かしていくか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 議員さんの言われるとおりでございます。達成率はEという状況でございます。現在までのところは具体的な取り組みについては至っていないというのが現状でございます。これにつきましては評価システムの導入など具体的なことを検討していきたいという状況でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それから、公表の関係なんですけれども、私さん探しました。村の計画の中を探したら、新計画のダイジェスト版というのがようやく見つかりました。この辺は村民誰でも思うことではないかと思うんですよ。だから、それは違うスタートのホームページの一番真っ先のページにでも速報として第6次麻績村振興計画が策定されました、中身はこうですよとお聞きくださいというようなそういうことか、あるいはホット情報おみ、その辺で公表する必要があると思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 確かにわかりにくい部分がありましたとは思いますが、事業の評価及びアンケートの状況、また意見募集につきましてはトップページのほうで公表させていただきまして、今現在載っていないのは掲示期限が切れてしまって載っていないという部分もございます。

また、新計画につきましてはわかりづらいということでございますので、また掲示方法について検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 次に、主行動計画の関係なんですけど、今公表されているのは21年度までなんですよね。それでこれが現在どうなっているのか、その辺について公表する必要があると思うんですが、これは期限つきだから、作りっ放しやりっ放しというのではなくて、こういう行動計画があったけれども今村ではこういう対応をしていますという、それでしてみたらこうだとか、そこで課題提起だとかそういうこともここに公表する必要があると思うんですけれども、その辺どう思いますか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） おっしゃられるとおりでございます。前期のものにつきましては載っておりますけれども、後期の現状の部分では目標値しか載っていないという状況でございます。またこの辺も改めて見直しをさせていただきます。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それから、社会資本総合交付金事業、旧まちづくり交付金事業ですけれども、これは確かに24年で完了しているわけですよ。ですが目標設定はされているわけですよ、計画の中で、目標に届いていなかった場合にはそれは順次検証して、それもこういう大きなお金を使って進めた事業の、現在はこういう状態ですということを公表する必要

があると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） この関係につきましては、事後評価という状況の中では第三者委員会も立ち上げて、また地元区長さんも踏まえて検討を24年度にさせていただいたわけでございます。その評価の状況等も一部ホームページでは提供しているわけでございますけれども、この辺についても具体的にまた見直しもさせていただき、対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 先ほどワークショップとアンケートの実施を定期的に行う、検討するというお答えでした。その辺についてちょっともう一度お願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 第1次のまち交のときにはワークショップも何回も開催したり、また住民からの意見も頂戴したりした経過はございます。第2次の関係につきましてはアンケート、あるいはワークショップ等は特段目に見える形では持ってはおりませんが、住民の意向調査等も正式ではございませんけれどもニーズを把握しながら進んだつもりでございますけれども、今後アンケート、あるいは活用方法等も踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それから、頑張る地方応援プログラムなんですが、これも確かに19年から21年、これが実施期間ですよね。それで、これは先ほどの宮下議員の質問とも重複すると思うんですけれども、福祉バスの運行プロジェクト、子育て支援プロジェクト、ごみ減量化プロジェクト、交通弱者サポートプロジェクト、「ここがおみごと」活性化プロジェクト、観光事業改革プロジェクト、こういう一つのプログラムをつくっているわけですが、この中にも具体的な成果目標というのがうたっているわけなんですよ。この辺をやはり追跡、継続的な成果の検証と、それから住民への公表、こういう事業をやったけれども現在こういう状況ですということを公表すべきと思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） ご指摘のとおりでございますが、この頑張る地方応援プログラム

という状況の内容は、これを実施することによって普通交付税でその分上乗せをいただけるというような事業でございまして、従来から実施はしておりますけれども福祉センターへ行く、要するに高齢者の関係の送迎用のバスだとか、そういう事業を今まである事業も取り入れて実施をしたという状況でございます。評価については特段公表はしていないわけでございますけれども、普通交付税の関連という捉え方で捉えていたというのが実態でございます。

今後につきましても、この辺のところを踏まえてまた検討してまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 今後検討するという解釈でよろしいですか。要はつくりっ放し、やりっ放しというのはこれは行政としての責務を果たしていないわけなんですよ。だから最後まで見届けるとか、それから工夫を加えるということが一番重要なことなんですよ。だてに国が交付金なりをよこしていないんですよ。村の活性化のためにいただいているわけですし、それを目的が達成されたかどうか評価を検討するというのは、これは行政の責務だと思うが、もう一度その辺お願いします。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 当然議員さんのおっしゃられるとおりでございまして、交付税だけのためにやっているわけではございません。そして、この事業が村民に有益なものになるというもとで実施をしているわけでございます。検証を初め今後は前向きに検討していくということでご理解賜りたい、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 政策については最後に私申し上げますけれども、これはいずれの政策や事業についても評価と効果の検証、あるいは評価体制、村民への公表など、このプロセスとフォローアップ、これが大変重要なことだと思うんです。今後は工夫と充実を図るように求めて、次のバリアフリーのほうに移らせていただきます。

時間も迫っていますけれども、ちょっとポイントだけお伺いします。

村として公共施設のバリアフリー化を充実していると思いますか。答弁を求めます。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 全般的には前向きに取り組んでいるというふうに思っているわけでございます。これはただ、事業によっては以前につくられたもの等、当然事業評価等を踏

まえる中で検討していかなければならないわけですが、これも今後に向けては極力前向きに進めていきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 次に、観光施設に関して、先ほど観光客の減少によるというご説明がございましたけれども、私逆ではないかと思うんですよ。そういうバリアフリー化とか施設整備をすることによって観光客を呼び込む、村の基本姿勢を示す、その必要があると思うんですよね。だからその辺についてもう一度答弁願います。

○議長（宮下光晴君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 今現在、まず聖高原の施設でございますけれども、リニューアル等をいたしました施設につきましてもやはり地形的にも非常に難しい部分がございます。多額の費用がかかる施設でございます。この辺のところも本当はやりたい部分ではございますけれども、なかなか手を出せないのが実態でございます。

それと、レイクサイド館とシェーンガルテンでありますけれども、実際業者のほうからどのような改良ができるかということで提案もいただいておりますし、その辺の中を今後どうしていくかということで検討は今現在進めているところでございます。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） そうすると、事業費とかその辺の検討も進めているという解釈でよろしいんですか。

○議長（宮下光晴君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） はい、おおよその事業費はつかんでおります。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それから、バリアフリーの基本構想の作成予定ということで、もう一度作成予定はあるのかないのか、その辺であるかないかで結構ですので。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） このバリアフリー新法の中にもつくることできるというふうになっておりますけれども、今のところこの基本構想的な、全体的な枠をつくっていくというところは考えてございません。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 先ほど来、例えば教育委員会、それから総務課、それから住民課、観光課、それから振興課、さまざまでバリアフリーについて取り組まれているようですが、それを連携して村の予算に反映するとかチェック機能を果たすとか、そのためにはバリアフリーの基本構想作成というのは確かに任意かもしれませんが必要ではないかと思うが、その辺について村長の考えはどうでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今日社会でバリアフリー化ということは大変重要なことだという捉え方はしておりますけれども、総合的にこのバリアフリー化の形態をしっかりと村として持つていくということについては、まだ麻績はそこまで達していない。いずれにいたしましても裏づけとなる支援といえますか、そういったものも伴わなければいけないということでございまして、今すぐということは難しいと考えておるわけでありまして、

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） わかりました。

それでは、最後に村ではJRに篠ノ井線聖高原駅の段差解消やエレベーター化を強く要望しているわけですね。議会も交えて行っていることで私は承知しておりますが、このような状況下において基本構想の作成は鉄道、道路や公共施設等のバリアフリー化の推進に向けた村の姿勢を強く示すことにより、事業の財源確保にもつながる重要な課題ではないかと思っております。さらには、これによって若者定住促進に向けた環境づくりや弱者に優しい村づくりにも大きな力になると思われませんが、その辺村長のお考えをもう一度お願いします。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃることはよくわかるわけですが、現在それぞれ個々の対応というのが主になっておるわけです。総合的にどうするかと言っても、ただいま資金の確保というお話も出たわけですが、それぞれ個々に対応せざるを得ない事象で今あるわけでありまして、例えば今出ましたJRのことにつきましても、それからさらに先ほどから出ております観光施設のことにつきましても、それぞれ対応が財源等については異なるわけでありまして、それぞれの箇所に対応していきたい、こう考えております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 一応答弁はわかりました。前向きな姿勢でぜひ対応をお願いすることをして私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下光晴君） 7番、尾岸健史議員の一般質問が終了しました。

以上で、通告されました議員4名全員の一般質問が終了しました。

◎委員長報告

○議長（宮下光晴君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託いたしました審査の結果について、報告を求めます。

宮下聡総務経済委員長。

〔総務経済委員長 宮下 聡君 登壇〕

○総務経済委員長（宮下 聡君） 総務経済委員会に付託されました陳情1件、要望1件の審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第25－4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情については、採択、意見書提出と決定しました。

2013年度は、地方財政計画において、政府は国の政策目的実現のために地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨から見て容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。

地方財政計画、地方交付税については、国の政策方針のもと一方的に決すべきではなく、地方と協議を十分した上でそのあり方や総額について決定する必要があります。2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けた地方財政の充実・強化を求める本陳情の趣旨に本委員会は、賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

次に、第25－3号 母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望については、継続して審査することに決定しました。

この要望の趣旨は、中国国内で健康療法でもある法輪功の愛好者がふえたことがもとで、脅威を感じた中国政権に対し、非人道的な弾圧行為をやめさせ、肉親を救済したい旨の要望

であります。しかし、中国国内での人権問題でもあり、慎重に判断すべきものであるので、本委員会としては結論が出ず、継続して審査するものと決定しました。あわせて継続審査申出書を提出するものであります。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情1件、要望1件の審査報告といたします。

○議長（宮下光晴君） 第25－4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について、採決いたします。

ただいまの総務経済委員長の報告によると、第25－4号の陳情については、採択、意見書提出とされております。

委員長の報告のとおり、第25－4号の陳情は、採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－4号の陳情は、採択、意見書提出とすることに決定いたしました。

次に、第25－3号 母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望について採決いたします。

総務経済委員長の報告によると、第25－3号の要望については継続審査とし、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第25－3号の要望については、継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－3号の陳情については継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、社会文教委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

坂口和子社会文教委員長。

〔社会文教委員長 坂口和子君 登壇〕

○社会文教委員長（坂口和子君） それでは、社会文教委員会で検討した結果を報告いたします。

社会文教委員会に付託されました陳情1件、また継続審査としておりました陳情1件を再審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりでございます。

第25-2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情については、継続審査することに決定しました。

陳情者の訴えは、臓器売買のため宗教、あるいは政治犯を殺害する行為は、驚愕的かつ容認することができない人権犯罪である。生きている法輪功学習者から臓器を摘出して売買するという中国政権の悪行を公に避難することとともに、中国当局に法輪功に対する迫害を直ちに停止することを要求し、日本国民が臓器移植を目的で渡航することを禁止する法律の制定、市町村においては条例の制定を求めるものであります。

本委員会としては結論が出ず、慎重に判断すべきものであるとして継続して審査するものと決定しました。あわせて継続審査申出書を提出するものであります。

次に、継続審査としておりました第25-1号 年金2.5%の削減中止を求める陳情書については、再度継続審査することに決定しました。

当委員会は、揺れ動く日本経済の動向をしっかりと見きわめた上で判断すべきものとし、さらに継続して審査するものと決定しました。あわせて継続審査申出書を提出するものであります。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情2件の審査報告といたします。

○議長（宮下光晴君） 第25-2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情について採決いたします。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、第25-2号の陳情は継続審査とし、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第25-2号の陳情については、継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25-2号の陳情については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっておりました第25-1号 年金2.5%の削減中止を求める陳情について採決いたします。

社会文教委員長の報告によると、第25-1号の陳情については再度継続審査とし、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第25-1号の陳情については、再度継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－1号の陳情については、継続審査とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程は全て終了しました。

以上で平成25年第2回麻績村議会定例会6月議会第2日目を終了し、本日はこれにて散会といたします。

この後、すぐ事務連絡がありますので、議員控室にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 0時02分

平成25年第2回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成25年6月11日（火）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度麻績村一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第 3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度麻績村介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第 4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度麻績村観光事業特別会計補正予算(第6号))
- 日程第 5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(村税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 7 議案第1号 麻績村公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第2号 旧麻績小学校北校舎条例の制定について
- 日程第 9 議案第3号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第4号 平成25年度麻績村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第5号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第6号 平成25年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第2号 議会議員の派遣について
- 日程第15 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（8名）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 塚原紀男君 | 2番 | 高野長男君 |
| 3番 | 若林今朝路君 | 4番 | 坂口和子君 |
| 5番 | 小山福績君 | 6番 | 宮下聡君 |
| 7番 | 尾岸健史君 | 8番 | 宮下光晴君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

| | | | |
|------|-------|----------|-------|
| 村長 | 高野忠房君 | 副村長 | 市川浩史君 |
| 教育長 | 塚原勝幸君 | 村づくり推進課長 | 宮下利秀君 |
| 総務課長 | 清水清君 | 振興課長 | 飯森力君 |
| 住民課長 | 柳原俊文君 | 観光課長 | 宮下和樹君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 宮下勝富 | 書記 | 宮川美矢子 |
|--------|------|----|-------|

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（宮下光晴君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第2回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度麻績村一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第1号について質疑のある方の発言を求めます。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 6番、宮下です。

歳出のほうの13ページの土木費なんですが、この中の道路新設改良費の中の工事請負費なんですが、430万円の不用額、それと委託料の測量設計不用額55万円、これらについては地

籍とそれから工事請負費の中の430万円はどういった内容で不用額になったか、その辺ご説明をお願いします。

○議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 国庫事業でやっております梶浦中央線の関係の減額でございます。予算を盛っておるわけではありますが、入札差額もございまして、設計上それだけ必要がなくなったということで、予算に対しまして実績で減額をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そうすると、この節のところの13、15、17、22と、これは全部565万円そっくりですか。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） はい、そういうことでお願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） ほかにございせんか。

2番、高野議員。

○2番（高野長男君） ちょっと基金のことについてお伺いたしますが、23年度は基金に総額で18億1,900万円ほど、それから24年度では20億円、そんなふうになっておりました、これは職員の皆さんのご努力でこれだけ基金ができた、そんなふうにしておるところでございますが、目的基金は別として、財政調整基金がこれが23年が5億3,000万円のところが24年度では6億6,000万円、そんなふうになっておるわけでございますが、これは財政調整基金、適当かどうかはわかりませんが、これはもうちょっと少しほかのほうに使ってもらえれば住民サービスにもなるのではないかと思います、こういう財政調整基金、この6億6,000万円というのは多いのか少ないのか、ちょっとそこのところをお願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清君） お答えいたします。

財政調整基金への積み立てにつきましては、今後の後年度への財政負担を減らすというような状況の中で財政調整基金へ積み立てをさせていただいております。この一番の原資は特別交付税の交付額、これに基づいてふえているという状況でございますし、将来的には平成25年度には財調を6,900万円取り崩しもさせていただいております。そんな見込みも込めまして財調へ重点的に積み立てをさせていただいたということ。

それから、多いか少ないかということでございますけれども、これは県のほうの指導をいただく中で、まだ交付税というようなものが安定的な収入ということではない部分もございまして、当面は目的基金、これも大事であろうけれども、どこの事業にも充当できる財調へ積み立てていくことが賢明かなということで対応させていただきました。また、東筑全体で見ましても、麻績はそんなに特段多いというような状況ではないかと思っております。

そういうような状況の中で財調のほうに積み立てをさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） ないようですので、それでは承認第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第1号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

質疑に入ります。

承認第2号について質疑のある方の発言を求めます。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 5ページの療養諸費についてですが、目1の一般被保険者療養給付費の不用額が700万円、それと目2の退職者被保険者等療養給付費負担金の不用額390万円、これら不用額のちょっと金額が大きいものですからどういった内容でこういう不用額が出た

か、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 療養諸費の関係の一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費の不用額につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

これにつきましては、当初、ここにも書いてございますとおり1億9,610万円、2,500万円それぞれ通常の経費を計上させていただき、予算計上させていただいたものでございますけれども、最終的に2月を締めた段階におきまして、国保につきましてはこの分だけ療養費が下がってきたということで、最終的な実績に基づきまして減額補正させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そうすると、結論としては24年度については特にこの一般被保険者、それと退職被保険者、この療養費については見込みより改善されたという判断で、それとこういった不用額が出たということの中で支払準備基金が1,000万円できましたよね。そういった準備基金を積み立てができたということは非常に喜ばしいことだと思うんですが、全般的に24年度については、そうするとこれだけ見たではわからないんですが、いい方向で改善に向かっているという意味でよろしいですか。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 一概にいい方向にということではないんですけども、結局大きな医療費がかかる手術、それから入院等長期の部分、その部分が減ってきたというふうに判断させていただいております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、承認第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第2号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

質疑に入ります。

承認第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、承認第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第3号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

質疑に入ります。

承認第4号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、承認第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第4号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第5号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、承認第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第5号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第6、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑に入ります。

承認第6号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、承認第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第7、議案第1号 麻績村公民館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第8、議案第2号 旧麻績小学校北校舎条例の制定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

4番、坂口議員。

○4番（坂口和子君） 坂口です。

確認ですけれども、条例が新しく制定されまして、これは住民への周知はどのようになさいますか。

○議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

○教育長（塚原勝幸君） これで旧麻績小学校北校舎の使用の条例と設置条例が制定されたということでございますので、使用目的等については今後広報、あるいは館報とか、そういう媒体を使って今後皆さんに周知をしていきたいと思っております。

また、ホームページ等についても今後は整備をする中でそういった部分を載せていきたいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第9、議案第3号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第10、議案第4号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

5番、小山議員。

○5番（小山福績君） 5番、小山です。

歳出の7ページの款の総務費の節の18の備品購入費の255万円の詳細を説明願いたい。

○議長（宮下光晴君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、7ページの企画費、備品購入費の機械器具等購入費の255万円についてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、コミュニティ助成事業に申請いたしましたところ、内示がありましたので今回は補正をさせていただいたものでございます。

内容としましては、テント、ベンチ、かまどセット、熱風ヒーター等でございます。

以上です。

金額等も追加で説明をさせていただきますけれども、簡単テントにつきましては数量が5基でございます、おおむね85万円程度、ベンチでございますけれども30基で合計で13万5,000円程度でございます。かまどセットが5ということで、36万7,500円、ガスバーナーセットが5基で22万6,800円、熱風ヒーターホットガンが5基で37万8,000円、あと発電機、投光機関係で55万円ほどでございます。合計で255万円というような形でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

1番、塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 今の答えの件について関連いたしますが、ガスのかまど等のセットはこれは貸し出しというようなことになっていると思うが、そのときに貸し出し用のボンベ等は今後何か個人では危険というような事件等もあって貸し出しはしないというようにJAのほうからもそんなようなことも言われておりますが、その辺のことはよろしいですか。

○議長（宮下光晴君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） この備品につきましては、これから貸し出し要綱等をつくっていくものでございまして、実際は地域で行っておりますイベントですとか、防災の訓練というような形を想定しております。特にかまどセット等につきましては、防災訓練等を想定しておりますので、ボンベ等はまたその訓練のところで用意をするというような形で、その辺についてはまた今後検討させていただければなと思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 11ページの農林水産業費の中の林業振興費の委託料なんですが、これは県の認可を得た、採択されたということのようですが、ちょっとこの推進事業、森林づくり推進事業、それともう一つの受託造林事業と、この事業内容についてご説明願います。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、まず森林づくり支援事業でございますが、これは24年度までは実際には森林づくりということの中で、松くい虫等に使おうと思ったんですが使えないということであったわけですが、25年度からは地域枠というか、指定というか、その区切りをつける中で、松くい虫の対策にも利用できるということでお答えをいただいた中で、本年度この部分、少しでも余分に補助金をいただく中で事業を進めるということでこれに計上させていただきました。ですので、最終的に松くい虫等をやっていく中で、地域枠を指定というか区切る中で申請をしていきたいということでございます。

それと、受託造林事業につきましては、森林総合研究所によります間伐事業ということで、これは歳入のほうにもございますが、全額補助できて全額支出でいく、事業は村のほうで進めるという形になりますので、よろしく願いいたします。

なお、この地区につきましては、四阿屋地域にあります森林総合研究所というところの財団によります森林の整備になるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） その受託造林事業、これは造林だから森林整備とはまた違うわけだね。例えば植林をするとか、そういった内容はちょっともう一回説明してもらいたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 森林総合研究所というところで、県の部分もございますが、森林がございます。そこの間伐事業をしていくというものになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

○4番（坂口和子君） 10ページの農林水産業費の農業振興費のところの節11、堆肥化施設についてですけれども、これは当初予算にもしっかり組んでありまして、委託料とそれからそのほかの全部合わせますと当初予算で466万6,000円くらいになると思うんです。その中に、これについては検討委員会を設けて検討するという、今後の方針も検討するというところで報酬費も盛られておりますけれども、この当初予算にまた加えてこの修繕費も加算されてくるということになると、今後この事業に対する根本的な考え方をどのようにするのか、この検討委員会が既に検討されているのか、それからその進捗状況をどのように持っていくのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 堆肥化施設につきましては、皆さん方にも大変お手をかけている部分もございます。そんな関係でございますが、一応報償費のほうにつきましては、運営委員会の関係もしてございます。そんな中で、ここ2年くらいちょっと開いていないという状況がございます。それにつきましては、事務局の不手際ということでおわびを申し上げるわけでございますが、そんな中でここ数年傷みとかいろいろ出てきている部分がございます。そんな中で、昨年の部分、ことしの部分をよく精査する中で、量等いろいろな実績に需要が出てきているわけでございますが、そんなことも踏まえる中で次年度以降に向けてどのような対策をとるかということで、会議等を開いていきたいというつもりであります。

また、この堆肥化の部分につきましては、12月等の議会のときにも話はしてございますが、これから大きな金がかかるようなときになればちょっと維持は難しいのかなということで、今後どうするのかということで、その間に検討していくということでご答弁申し上げてあると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） そうこうしているうちに、やはりこのところ何年もその状態で続いてきて結論が出ていないということですので、もう少し積極的にこのことについては内容を精査していく必要があるのではないのでしょうか。

一方、たしかそのときも言われたと思いますけれども、鳥獣の捕獲したものの内臓処理だとか皮の処理だとかということで、その処理施設についても今苦慮しているのもということもあつたと思います。そこらをあわせて根本的にもう少しこの内容を精査していく必要があると思いますけれども、そこらはどうでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 今、おっしゃられました有害鳥獣の関係につきましては、一応試験的、テスト的な部分でございまして、食料残渣を使うものが当たり前ということでございますので、そちらのほうはどういうふうになるかという研究をさせていただいた部分でございますので、今後につきましては改めてそれは調整をしていかなければならない部分だというふう感じております。

そこら辺も踏まえて、昨年の12月のときにもどうするかということでお話しする中で、一応お金をかけた部分で業者等を精査していただく中で、あと一応5年くらいはというようなお話もちょっと申し上げたかと思いますが、いずれにしる消耗は激しい部分がございます。

そんな中も踏まえる中で検討して結果を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） その点については十分お願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、ないようですので、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第11、議案第5号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

議案第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第12、議案第6号 平成25年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第13、発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第14、発議第2号 議会議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号はお手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮下光晴君） 日程第15、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 平成25年6月定例議会閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、それぞれ重要な案件をご提案申し上げたわけですが、細部にわたり慎重にご審議いただき、原案どおりご承認賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では4名の方から村政の重要課題についてただしていただきました。ともに研究を深め、新たな村づくりの施策につながるものと大変うれしく感じました。

また、貴重なご意見や今後に向けてのご提案等いただきましたが、大切に受けとめさせていただきます、事務事業の遂行に当たってまいります。

議員各位には引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下光晴君） 以上をもちまして、平成25年第2回麻績村議会定例会6月議会を閉会といたします。

この後、現地調査を行いますので、午後2時20分に下の駐車場にご参集ください。

長期間、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時10分